# フィーダー補助金のイロハ　part2

## （交付申請＋事業評価編）

令和8年10月9日

関東運輸局交通政策部交通企画課




公共交通利用促進キャラクター
「のりたろう」

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

注）当資料は令和8年10月時点の要綱・要領等を反映し作成したものです。
申請にあたっては、最新の要綱・要領等を確認するようお願いします。

# 目次



1. 交付申請書（運行費）作成のポイント
2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント
3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）
4. 事業評価

1. 交付申請書（運行費）作成のポイント
2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント
3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）
4. 事業評価

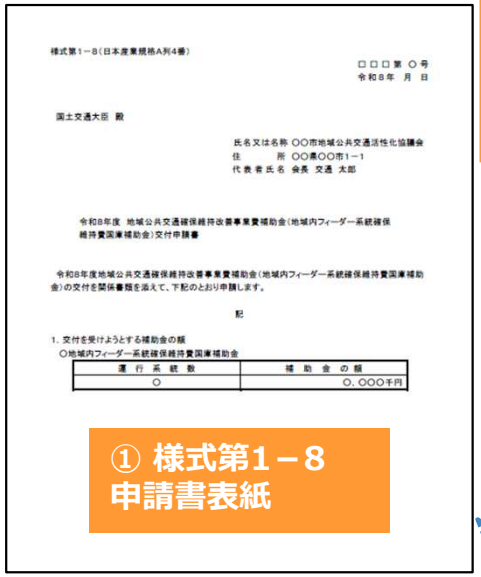
# 1．交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 提出書類

① 様式第1－8 申請書表紙　←1協議会につき1枚
② 様式第1－8 申請書2．以降
③ 事業報告書（損益明細表）
④ 様式第1－5 運行系統別輸送実績
⑤ 運行回数・実車キロ／サービス提供時間の挙証書類

路線型と区域型は分けて、
1運行事業者ごとに1セット



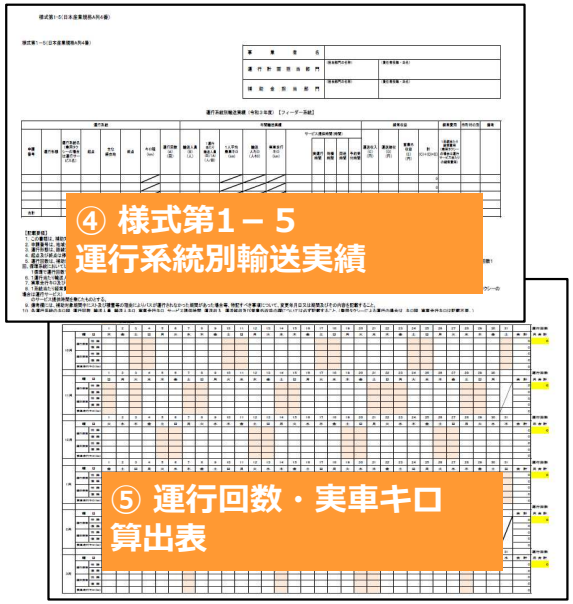
① 様式第1－8
申請書表紙



② 様式第1－8
申請書（2．以降）



③ 事業報告書
（損益明細表）



④ 様式第1－5
運行系統別輸送実績

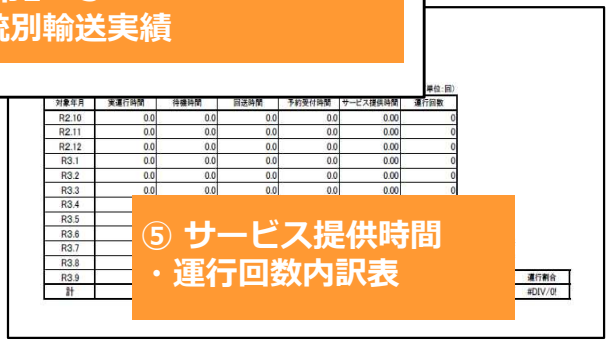
⑤ 運行回数・実車キロ
算出表

××バス㈱の分（路線型）

② 様式第1－8
申請書（2．以降）

③ 事業報告書
（損益明細表）

④ 様式第1－5
運行系統別輸送実績



⑤ サービス提供時間
・運行回数内訳表

△△タクシー㈱の分（区域型）

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ① 様式１－８（申請書表紙）

様式第1－8（日本産業規格A列4番）

□□□第 ○号
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 ○○市地域公共交通活性化協議会
住　　所 ○○県○○市1－1
代表者氏名 会長 交通 太郎

令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請書

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額
地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

| 運行系統数 | 補助金の額 |
|---|---|
| ○ | ○，○○○千円 |

文書番号を付さない場合、様式の「番号」の記載は削除して下さい。（文書番号は必須ではありません）

消さずにそのまま記載

大臣の名前は記載不要です。

協議会名、住所、代表者名の順番は変えないで下さい。
押印は不要です。

・補助対象外（運行割合30%未満、1運行当たりの輸送量が2人未満、等）となる系統を除いた系統数を記載
・補助対象系統の運行事業者が複数いる場合は、全事業者分を合計した数を記載

・千円単位で記載
・補助対象系統の運行事業者が複数いる場合は、全事業者分を合計した額を記載

# 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ⑤ 運行回数・実車キロ算出表(路線型)

②～⑤については、資料を作る順で説明いたします！



系統ごとに作成します。日々の「運行回数」「運休回数」「実車走行キロ」を入力すると、年間の合計値を算出することができます。往復系統と循環系統で、エクセルのシートが分かれているので入力時に気を付けましょう。

下の表に入力した数値から年間の回数・実車キロが自動計算されます

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型運行)運行回数・実車キロ算出表(令和7年10月～令和8年9月実績)　＜往復系統＞

往復系統では運行回数を1往復＝1回、片道＝0.5回とカウントします。

| 自治体名 | | 事業者名 | | 申請番号 | | 運行系統名 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 系統キロ程(往路) | | 系統キロ程(復路) | | 運行日数 | | 定期運行・不定期運行の別 | |
| 実績運行回数 | 回 | 運休回数： | 回 | 運休回数のうち、みなし運行回数： | 回 | 実車走行キロ： | .キロ |

:土日　:祝日

やむを得ない運休の具体例は実施要領2.（1）⑤イを参照ください。

| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 曜日 | | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 合計 | 運行回数 |
| 10月 | 運行便数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 月合計 |
| | | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 |
| | 運休便数 | 往路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | | 復路 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| | 実車走行キロ(km) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

下の表に入力した数値から年間の回数・実車キロが自動計算されます

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型運行)運行回数・実車キロ算出表(令和7年10月～令和8年9月実績)　＜循環系統＞

循環系統では運行回数を1循環＝1回とカウントします。

| 自治体名 | | 事業者名 | | 申請番号 | | 運行系統名 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 系統キロ程(1循環) | | | | 運行日数 | | 定期運行・不定期運行の別 | |
| 実績運行回数 | 回 | 運休回数 | 回 | 運休回数のうち、みなし運行回数 | 回 | 実車走行キロ | .キロ |

:土日　:祝日

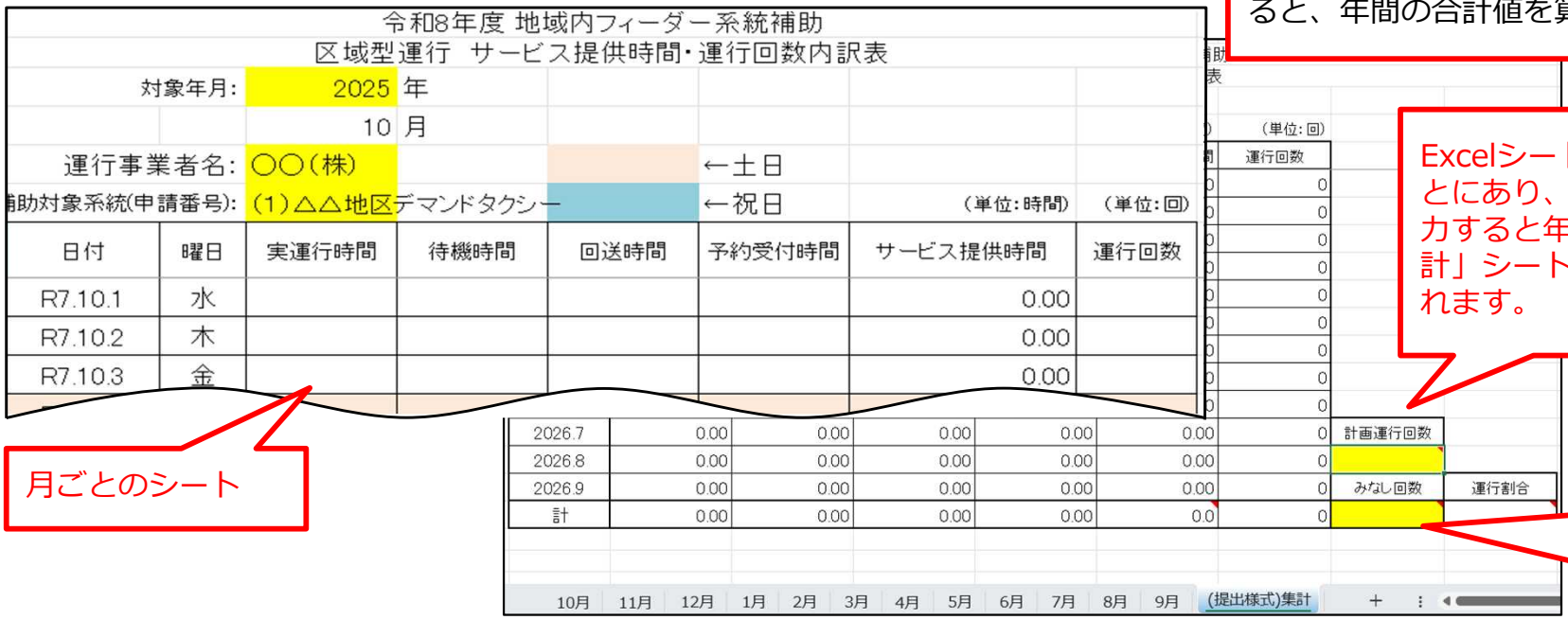
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 曜日 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 合計 |
| 10月 | 運行回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 運休回数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ⑤ サービス提供時間・運行回数内訳表（区域型）

系統（区域）ごとに作成します。日々の「サービス提供時間」とその内訳、「運行回数」を入力すると、年間の合計値を算出することができます。



令和8年度 地域内フィーダー系統補助
区域型運行　サービス提供時間・運行回数内訳表

対象年月：2025 年 10 月
運行事業者名：〇〇（株）　←土日
補助対象系統(申請番号)：(1)△△地区デマンドタクシー　←祝日

| 日付 | 曜日 | 実運行時間 | 待機時間 | 回送時間 | 予約受付時間 | サービス提供時間（単位：時間） | 運行回数（単位：回） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7.10.1 | 水 | | | | | 0.00 | |
| R7.10.2 | 木 | | | | | 0.00 | |
| R7.10.3 | 金 | | | | | 0.00 | |

| | | | | | | | 運行回数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2026.7 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | 計画運行回数 |
| 2026.8 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | |
| 2026.9 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0 | みなし回数 / 運行割合 |
| 計 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.0 | 0 | |

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 (提出様式)集計

月ごとのシート

Excelシートは月ごとにあり、そこに入力すると年間の「集計」シートに反映されます。

やむを得ない運休の具体例は実施要領2.（1）⑤イを参照ください。

サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、実運行時間の他、待機時間、回送時間、予約受付時間を含めます。以下が、それぞれの定義となります。※同じ時間帯に行っているサービス提供時間を重複して積算することはできません。

○**実運行時間**　旅客が乗車して運行している時間

○**待機時間**　（出先等で）実運行せず次回の補助対象事業の予約に備えて待機した時間（ただし休憩時間及びその他事業に従事した時間を除く）
※事務所、車庫等で次の運行まで待機している、または予約が入るまで待機している時間は待機時間に含まれません。補助対象事業の運行のために必要な作業時間（点検、点呼、清掃、給油、日報整理等）は待機時間に含まれます。

○**回送時間**　運行開始のため出庫・終了した後に帰庫した時間、運行終了後次の運行の乗車地点まで回送した時間（ただし、帰庫する途中に乗用事業等ほかの事業を行った場合の時間を除く）

○**予約受付時間**　補助対象事業の予約を実際に受け付けた時間
※実際に予約受付の対応している時間（通話時間）は含まれるが、予約の電話を待っている時間は含まれません。

デマンド予約が無く、一般（乗用）タクシーの運行に切り替えた場合、当該時間は乗合タクシーの「サービス提供時間」に含めないでください。



# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント



## ③ 事業報告書（損益明細表）

運送事業者に委託している場合、当該運送事業者に事業報告書（自家用有償運送事業者は自家用有償運送収支計算書）の作成を依頼して下さい。（自治体が有償運送を行っている場合は、自ら作成）



### 事業報告書

毎年運送事業者が運輸支局輸送部門に提出する旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000113.html と同様の様式です。

※「事業報告書」とは以下の一式を指します。

- ☐ 事業概況報告書
- ☐ （事業別）損益明細表【必須】
- ☐ （事業別）人件費明細表
- ☐ （事業別）固定資産明細表
- ☐ （法人全体の）損益計算書（様式任意）
- ☐ （法人全体の）貸借対照表（様式任意）

第1号様式 （第2条関係）（日本産業規格A列4番）第2表

種別 乗合 貸切 乗用　事業者番号

**一般旅客自動車運送事業損益明細表**

令和 ○年 10 月 1 日から令和 △年 9 月 30 日まで

住　所　○○県○○市○○１丁目２３

事業者名　○○交通株式会社

（単位：千円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 運送収入 | 旅客運賃 | | 4,500 |
| | | その他 | | 500 |
| | | 計 | | 5,000 |
| | 運送雑収 | | | 0 |
| | 合計 | | | 5,000 |
| 営業費用 | 運送費 | 人件費 | | 30,000 |
| | | 燃料油脂費 | ガソリン費 | 5,000 |
| | | | 軽油費 | 0 |
| | | | LPガス費 | 0 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 5,000 |
| | | 修繕費 | 事業用自動車 | 3,000 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 3,000 |
| | | 減価償却費 | 事業用自動車 | 5,000 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 5,000 |
| | | 保険料 | | 7,000 |
| | | 施設使用料 | | 0 |
| | | 自動車リース料 | | 0 |
| | | 施設賦課税 | | 0 |
| | | 事故賠償費 | | 0 |
| | | 道路使用料 | | 0 |
| | | 手数料等 | | 0 |
| | | その他 | | 20,000 |
| | | 計 | | 27,000 |
| | 一般管理費 | 人件費 | | 30,000 |
| | | その他 | | 0 |
| | | 計 | | 30,000 |
| | 合計 | | | 100,000 |
| 営業損益 | | | | 95,000 |
| 営業外収益 | 金融収益 | | | 10 |
| | その他 | | | 0 |
| | 合計 | | | 10 |
| 営業外費用 | 金融費用 | | | 0 |
| | その他 | | | 510 |
| | 合計 | | | 510 |
| 営業外損益 | | | | 500 |
| 経常損益 | | | | 95,500 |

備考　1　事業の種別ごとに別葉とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
　　2　手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。

### 自家用有償運送収支計算書

旅客運送以外の事業を行っている場合は他事業と明確に区別した費用及び収益が把握できるよう算出した「自家用有償運送収支計算書」を作成します。

協議会名：○○協議会

運送者名：NPO法人○○

補助対象期間：令和○年10月1日～令和○年9月30日

**自家用有償運送収支計算書**

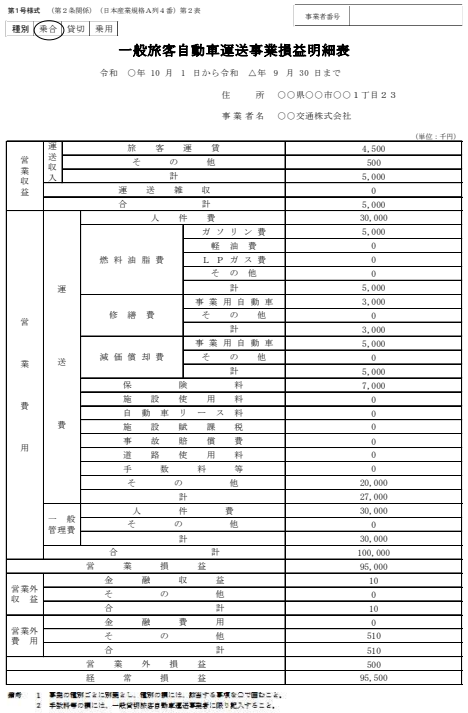
（単位：千円）

| | 自家用有償運送（路線型） | 自家用有償運送（区域型） | 自家用有償運送合計額（①＋②） | その他事業合計額 |
|---|---|---|---|---|
| 【営業収益】 | | | | |
| 運送収入 | 500 | 0 | 500 | 0 |
| 運送雑収入 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業収益合計 | 500 | 0 | 500 | 0 |
| 【営業費用】 | | | | |
| 人件費 | 500 | 0 | 500 | 0 |
| 燃料油脂費 | 200 | 0 | 200 | 0 |
| 修繕費 | 100 | 0 | 100 | 0 |
| 固定資産償却費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保険料 | 200 | 0 | 200 | 0 |
| 施設使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自動車リース料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 道路使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設賦課税 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他経費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 |
| 運送費小計 | 2,000 | 0 | 2,000 | 0 |
| 一般管理費 | 1,000 | 0 | 1,000 | 0 |
| 営業費用合計 | 3,000 | 0 | 3,000 | 0 |
| 【営業損益】 | ▲ 2,500 | 0 | ▲ 2,500 | 0 |
| 営業外収益 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 営業外費用 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【営業外損益】 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【経常損益】 | ▲ 2,500 | 0 | ▲ 2,500 | 0 |

- 補助対象となる期間（R7年10月～R8年9月）のみで仮決算、R8年4月から補助対象の場合はR8年4月～9月の期間となります。
- 他の事業（貸切、乗用など）と明確に区別し、一般乗合として作成して下さい。
- 乗合事業を行っている事業者が、路線型・区域型両方運行している場合は、他の乗合事業と区別し、それぞれに限定した事業報告書を作成します。なお補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線（他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く）を対象に作成して下さい。
- 収益や費用など、損益状況については、消費税相当額を控除した額を記載して下さい。
- 「補助金」や「委託料」は、経常収益には含めないで下さい。（特別収益として計上）
- 車両減価償却費補助を活用する場合は、運行費補助の算出に際して作成する乗合事業全体の経常費用に、車両の補助対象経費分を計上しないで下さい。（「補助額」分ではないので注意。補助対象経費の上限を超える分は計上してもよい。）

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau



第1号様式　（第2条関係）（日本産業規格A列4番）第2表

事業者番号

種別　乗合　貸切　乗用

**一般旅客自動車運送事業損益明細表**

令和　○年 10 月 1 日から令和　△年 9 月 30 日まで

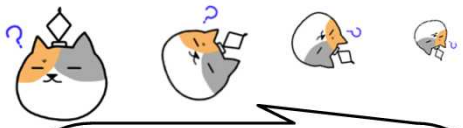
住　　所　○○県○○市○○１丁目２３

事業者名　○○交通株式会社

（単位：千円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 運送収入 | 旅客運賃 | | 4,500 |
| | | その他 | | 500 |
| | | 計 | | 5,000 |
| | 運送雑収 | | | 0 |
| | 合計 | | | 5,000 |
| 営業費用 | 運送費 | 人件費 | | 30,000 |
| | | 燃料油脂費 | ガソリン費 | 5,000 |
| | | | 軽油費 | 0 |
| | | | ＬＰガス費 | 0 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 5,000 |
| | | 修繕費 | 事業用自動車 | 3,000 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 3,000 |
| | | 減価償却費 | 事業用自動車 | 5,000 |
| | | | その他 | 0 |
| | | | 計 | 5,000 |
| | | 保険料 | | 7,000 |
| | | 施設使用料 | | 0 |
| | | 自動車リース料 | | 0 |
| | | 施設賦課税 | | 0 |
| | | 事故賠償費 | | 0 |
| | | 道路使用料 | | 0 |
| | | 手数料等 | | 0 |
| | | その他 | | 20,000 |
| | | 計 | | 27,000 |
| | 一般管理費 | 人件費 | | 30,000 |
| | | その他 | | 0 |
| | | 計 | | 30,000 |
| | 合計 | | | 100,000 |
| 営業損益 | | | | 95,000 |
| 営業外収益 | 金融収益 | | | 10 |
| | その他 | | | 0 |
| | 合計 | | | 10 |
| 営業外費用 | 金融費用 | | | 0 |
| | その他 | | | 510 |
| | 合計 | | | 510 |
| 営業外損益 | | | | 500 |
| 経常損益 | | | | 95,500 |

備考　1　事業の種別ごとに別葉とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
　　2　手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。



ヒントは・・・
●一般乗合以外の事業（一般貸切、一般乗用、特定旅客、21条）は除外すること
●路線型と区域型は区別すること
●一般乗合のなかでも、高速バスと定期観光は除外すること
●他市町村・他県でも合算すること
●補助対象か否かは無関係！

## 損益明細表に含める範囲について（練習問題）

次のA社・B社の事例では、どの項目を損益明細表に含めるべきでしょうか？

## （問題１）A社の事例

A社は、神奈川県内の△△町のコミュニティバス（路線型運行）を補助対象として申請する。営業所は３都県にあり、各営業所で下記の①～⑩の事業を行っている。このうち、路線型のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

| | |
|---|---|
| **東京営業所** | ①高速バス、②○○市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象外）、③貸切バス |
| **神奈川営業所** | ④路線バス（幹線補助対象）、⑤高速バス、⑥△△町ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象）、⑦△△町デマンド型ワゴン（区域型、ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象） |
| **静岡営業所** | ⑧路線バス、⑨××市ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象）、⑩××市スクールバス（特定旅客） |

## （問題２）B社の事例

B社は、茨城県内の△△町のデマンドタクシー（区域型運行）を補助対象として申請する。営業所は３県にあり、各営業所で下記の①～⑧の事業を行っている。このうち、区域型の時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

| | |
|---|---|
| **宮城営業所** | ①一般乗用タクシー、②○○市乗合タクシー（路線型）、③貸切バス |
| **茨城営業所** | ④一般乗用タクシー、⑤△△町ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象）、⑥△△町デマンドタクシー（区域型、フィーダー補助対象） |
| **福岡営業所** | ⑦××市乗合ワゴン（区域型、フィーダー補助対象外）、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行（21条許可） |

# 1．交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## 損益明細表に含める範囲について（答え合わせ）

### （問題1の回答）A社の事例

A社は、神奈川県内の△△町のコミュニティバス（路線型運行）を補助対象として申請する。営業所は３都県にあり、各営業所で下記の①～⑩の事業を行っている。このうち、路線型のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

**⇒貸切バス、特定旅客、高速バス、区域型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。**

| | |
|---|---|
| **東京営業所** | ①高速バス、②○○市コミュニティバス（フィーダー補助対象外）、③貸切バス |
| **神奈川営業所** | ④路線バス（幹線補助対象）、⑤高速バス、⑥△△町コミュニティバス（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象）、⑦△△町デマンド型ワゴン（区域型、ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象） |
| **静岡営業所** | ⑧路線バス、⑨××市コミュニティバス（フィーダー補助対象）、⑩××市スクールバス（特定旅客） |

### （問題2の回答）B社の事例

B社は、茨城県内の△△町のデマンドタクシー（区域型運行）を補助対象として申請する。営業所は３県にあり、各営業所で下記の①～⑧の事業を行っている。このうち、区域型の時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

**⇒一般乗用タクシー、貸切バス、特定旅客、21条、路線型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。**

| | |
|---|---|
| **宮城営業所** | ①一般乗用ﾀｸｼｰ、②○○市乗合ﾀｸｼｰ（路線型）、③貸切バス |
| **茨城営業所** | ④一般乗用ﾀｸｼｰ、⑤△△町ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ（ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象）、⑥△△町ﾃﾞﾏﾝﾄﾞﾀｸｼｰ（区域型、ﾌｨｰﾀﾞｰ補助対象） |
| **福岡営業所** | ⑦××市乗合ワゴン（区域型、フィーダー補助対象外）、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行（21条許可） |

様式第1－8 申請書２．の（ロ）欄「補助対象期間の実車走行キロ」「補助対象期間のサービス提供時間」も、上記と同じ範囲で計上します。



# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

**Q** 損益明細表に、フィーダー補助金の対象となっていない他路線や他区域の分まで含めるのはなぜですか？



**A** フィーダー補助金の算出基礎となる、各運送事業者ごとの「費用単価」は、当該運送事業者の**路線型運行（高速バス・定期観光を除く）全体の費用を、全体の実車走行キロで割って算出／区域型運行全体の費用を、全体のサービス提供時間で割って算出**するためです。
（複数地域で事業を行っている場合でも、**当該事業者の費用単価は全国同一**となります）



**『費用単価』を算出するための部分**
【路線型】：当該運送事業者の全営業所の一般乗合・路線型の経常費用（イ）を、全営業所の一般乗合・路線型の実車走行キロ合計値（ロ）で割った値が、**路線型の実車走行キロあたり経常費用（ハ）**
【区域型】：当該交通事業者の全営業所の一般乗合・区域型の経常費用（イ）を、全営業所の一般乗合・区域型のサービス提供時間合計値（ロ）で割った値が、**区域型のサービス提供時間あたり経常費用（ハ）**

## ② 様式第1－8 申請書2. 以降（路線型）

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統（路線型(路線定期・路線不定期)運行）】

のりたろうバス㈱

| 補助対象期間の損益状況 | 一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 営業収益 | 1,250 千円 | 営業外収益 | 300 千円 | 経常収益 | 1,550 千円 |
| | 営業費用 | 5,100 千円 | 営業外費用 | 1,020 千円 | 経常費用(イ) | 6,120 千円 |
| | 営業損益 | ▲ 3,850 千円 | 営業外損益 | ▲ 720 千円 | 経常損益 | ▲ 4,570 千円 |
| 補助対象期間の実車走行キロ(ロ) | 26,000.0 km | | | | 経常収支率 | 25.33 % |

3. キロ当たり補助対象経常費用

| 補助ブロック名 | 補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ | 地域キロ当たり標準経常費用 ニ | キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ |
|---|---|---|---|
| 北関東 | 235円. 38銭 | 316円. 72銭 | 235円.38銭 |

**ここの記載は、８ページの「③事業報告書（損益明細表）」から引用することになります。**
損益明細表の記載と合致する必要があります。

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

| 市区町村 | 申請番号 | 利便増進特例措置又は運送継続特例措置 | 運行系統名 | 運行系統 起点 | 運行系統 主な経由地 | 運行系統 終点 | 計画運行回数（い） | 実績運行回数（ろ） | 運休回数（は） | 運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数（に） | 運行割合（100%を超える場合は100%を上限とする。）（ほ） | 系統キロ程 へ | 補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト | 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ | 補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 （ヘ－（トキチ））÷ヘ＝リ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市 | 1 | － | のりたろう号Aコース | ○○駅 | △△病院 | □□市役所 | 680. 回 | 677. 回 | 3 回 | 1 回 | 99.70 % | 往 10.5km<br>復 10.6km | 往<br>復 | 往 2.1km<br>復 2.0km | 80.568% |
| ○○市 | 2 | － | のりたろう号Bコース | △△病院 | ○○公民館 | ○○駅 | 400. 回 | 400. 回 | 0 回 | 0 回 | 100.00 % | 14.5km<br>循環 | 往<br>復 | 往<br>復 | 100.000% |
| | | | | | | | 回 | 回 | 回 | 回 | % | 往 0.0km<br>復 0.0km | 往<br>復 | 往<br>復 | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

**こちらには、補助対象系統のみを入れてください！（事業全体ではありません）**

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ④ 様式第1－5 運行系統別輸送実績（路線型）

②「運行回数」は添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1－8 2. 以降の実績運行回数（ろ）と同じ値（計画運行回数よりも多くなることはない）

③「1人平均乗車キロ」は、実態調査やサンプルデータから算出した数値（任意の日（2～3日程度）において、乗客の各乗車区間のキロ程を乗車人数で割ったキロ数の平均により算出）

④「輸送人キロ」＝
輸送人員×一人平均乗車キロ

様式第1－5（日本産業規格A列4番）

| 事業者名 | のりたろうバス㈱ |
|---|---|

運行系統別輸送実績（令和８年度）【フィーダー系統】

| 運行系統 | | | | | | | 年間輸送実績 | | | | | | | | | 経常収益 | | | | 経常費用 | 市町村の別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請番号 | 運行形態 | 運行系統名（乗用タクシーの場合は運行サービス名） | 起点 | 主な経由地 | 終点 | キロ程（km） | 運行回数（A）（回） | 輸送人員（B）（人） | 1運行当たり輸送人員（B）/（A）（人/回） | 1人平均乗車キロ（km） | 輸送人キロ（人キロ） | 実車走行キロ（km） | サービス提供時間（時間） | | | | 運送収入（C）（円） | 運送雑収（D）（円） | 営業外収益（E）（円） | 計（C）+（D）+（E） | 1系統当たり経常費用（乗用タクシーの場合は運行サービス当たりの経常費用） | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 実運行時間 | 待機時間 | 回送時間 | 予約受付時間 | | | | | | |
| 1 | 路線定期運行 | のりたろう号 Aコース | ○○駅 | △△病院 | □□市役所 | 往 10.5km<br>復 10.6km | 677.0 | 1,500 | 2.2 | 4.6 | 6,900.0 | 14,284.7 | 0.0 | | | | | 240,000 | 150,000 | 0 | 390,000 | 3,362,332 | ○○市<br>△△市 | |
| 2 | 路線定期運行 | のりたろう号 Bコース | △△病院 | ○○公民館 | ○○駅 | 14.5km<br>循環 | 400.0 | 980 | 2.4 | 6.1 | 5,978.0 | 5,800.0 | 0.0 | | | | | 165,000 | 78,000 | 0 | 243,000 | 1,365,204 | ○○市 | |
| 合計 | | | | | | | 1,077.0 | 2,480 | | | 12,878.0 | 20,084.7 | 0.0 | | | | | 405,000 | 228,000 | 0 | 633,000 | 4,727,536 | | |

①

⑥

⑤「実車走行キロ」は、小数点第1位まで算出（第2位以下切捨）し、添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1－8 2以降の実車走行キロ（ヌ）と同じ値

⑥経常収益の内訳
「運送収入」：旅客に係る運賃
「運送雑収」：運送収入以外の営業上の収益（例：広告収入）
「営業外収入」：営業活動に付随して行われる金融収益（例：預貯金利息）や流動資産売却益、車両売却益、不用品売却代、諸手数料等（系統ごとに按分）

⑦「経常費用」は様式第1-8「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ」×「⑤実車走行キロ」により算出（端数切捨）

①計画認定申請時に提出した、添付資料「表1」と同一の記載。（変更届を提出している場合は、変更後の表1の内容を記載。）

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ④ 様式第1－5 運行系統別輸送実績（区域型）

②「運行回数」は添付資料「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合。様式1－8 2以降の実績運行回数（ろ）と同じ回数（実績運行回数が計画運行回数を上回った場合についても実際に運行した回数を記載）

⑤「経常費用」は様式第1-8「補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ」×「③サービス提供時間」により算出（端数切捨）

様式第1－5（日本産業規格A列4番）

| 事業者名 | 桐のりたろう交通 |
|---|---|

運行系統別輸送実績（令和８年度）【フィーダー系統】

| 運行系統 | | | | | | | 年間輸送実績 | | | | | | | | | | 経常収益 | | | | ⑤ 経常費用 | 市町村の別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請番号 | 運行形態 | 運行系統名（乗用タクシーの場合は運行サービス名） | 起点 | 主な経由地 | 終点 | キロ程（km） | ② 運行回数（A）（回） | 輸送人員（B）（人） | 1運行当たり輸送人員（B）/（A）（人/回） | 1人平均乗車キロ（km） | 輸送人キロ（人キロ） | 実車走行キロ（km） | サービス提供時間（時間） | 実運行時間 | 待機時間 | 回送時間 | 予約受付時間 | 運送収入（C）（円） | 運送雑収（D）（円） | 営業外収益（E）（円） | 計（C）+（D）+（E） | 1系統当たり経常費用（乗用タクシーの場合は運行サービス当たりの経常費用） | | |
| 1 | 区域型運行 | 市街地デマンド | | 市街地全域 | | | 3,800.0 | 5,400 | 1.4 | | | | 1,343.3 | 785.15 | 30.55 | 467.20 | 60.45 | 678,000 | 105,000 | 0 | 783,000 | 5,394,934 | ○○市 | |
| 2 | 区域型運行 | 山間部デマンド | | 山間部全域 | | | 1,200.0 | 1,650 | 1.3 | | | | 427.3 | 240.05 | 10.40 | 168.55 | 8.35 | 380,900 | 78,000 | 0 | 458,900 | 1,716,113 | ○○市 | |
| 合計 | | | | | | | 5,000.0 | 7,050 | | | 0.0 | 0.0 | 1,770.6 | | | | | 1,058,900 | 183,000 | 0 | 1,241,900 | 7,111,047 | | |

① ③ ④

①認定申請時に提出した、添付資料「表1」と同一の記載。（変更届を提出している場合は、変更後の表1の内容を記載。）
「主な経由地」欄に「営業区域」を記入。

③「サービス提供時間」欄は、添付資料「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合（年間の合計値を小数点第２位以下切捨）。様式1－8 2以降のサービス提供時間（へ）と同じ値

④経常収益の内訳
「運送収入」：旅客に係る運賃
「運送雑収」：運送収入以外の営業上の収益（例：広告収入）
「営業外収入」：営業活動に付随して行われる金融収益（例：預貯金利息）や流動資産売却益、車両売却益、不用品売却代、諸手数料等（系統ごとに按分）

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ② 様式第1－8 申請書2. 以降（路線型）

この様式は次ページに続きます

①：事業用の場合：「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合
自家用有償運送の場合：「自家用有償運送収支計算書」と整合
損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統（路線型(路線定期・路線不定期)運行）】

| | 一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助対象期間の損益状況 | 営業収益 | 1,250 千円 | 営業外収益 | 300 千円 | 経常収益 | 1,550 千円 |
| | 営業費用 | 5,100 千円 | 営業外費用 | 1,020 千円 | 経常費用（イ） | 6,120 千円 |
| | 営業損益 | ▲ 3,850 千円 | 営業外損益 | ▲ 720 千円 | 経常損益 | ▲ 4,570 千円 |
| 補助対象期間の実車走行キロ（ロ） ② | 26,000.0 km | | | | 経常収支率 | 25.33 % |

のりたろうバス㈱

運行事業者名を記入

②：補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線型（他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く）の合計値を記載。小数点第1位まで（第2位以下切捨）

④：銭未満の端数切捨て

3. キロ当たり補助対象経常費用

| 補助ブロック名 | 補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ | 地域キロ当たり標準経常費用 ニ | キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ |
|---|---|---|---|
| 北関東 ③ | ④ 235円. 38銭 | ⑤ 347円. 58銭 | 235円.38銭 |

③・⑤：補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

| 市区町村 | 申請番号 | 利便増進特例措置又は運送継続特例措置 | 運行系統名 | 運行系統 起点 | 運行系統 主な経由地 | 運行系統 終点 | 計画運行回数（い） | 実績運行回数（ろ） | 運休回数（は） | 運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数（に） | 運行割合（100%を超える場合は100%を上限とする。）（ほ） ⑧ | 系統キロ程 へ | 補助ブロック外乗入部分のキロ程 ト | 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程 チ | 補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 （へ－(ト＋チ)）÷へ＝リ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市△△市 | 1 | ― | のりたろう号Aコース | ○○駅 | △△病院 | □□市役所 | 680. 回 | 677. 回 | 3 回 | 1 回 | 99.70 % | 往 10.5km | 往 | 往 2.1km | 80.568% |
| | | | | | | | | | | | | 復 10.6km | 復 | 復 2.0km | |
| ○○市 | 2 | ― | のりたろう号Bコース | △△病院 | ○○公民館 | ○○駅 | 400. 回 | 400. 回 | 0 回 | 0 回 | 100.00 % | 14.5km 循環 | 往 復 | 往 復 | 100.000% |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | |

⑥：認定申請時に提出した、添付資料「表1」と整合（変更届が提出されている場合、変更後の内容と整合。）

⑦：添付書類「運行回数・実車キロ算出表」と整合
様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数（A）」と整合
「に」欄：「運休回数（は）」のうち、天災その他のやむを得ない事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの挙証書類を添付（実車走行キロとしてカウント不可）

⑧：（（ろ）＋（に））÷（い）で算出。100%を上限とし、小数点第2位まで記載（第3位以下切捨て）

⑨：複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区間がある場合、及び他自治体が別途計画に位置づけ交付申請する区間がある場合に記載する。

# 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ② 様式第1－8 申請書2. 以降(路線型)

前ページからの続きです

⑩:様式第１－５「運行系統輸送実績」の「実車走行キロ」と整合
小数点第1位まで記載(第2位以下切捨)

⑫:様式第１－５「運行系統別輸送実績」の「経常収益＝(C)+(D)+(E)」と整合

⑭:系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円未満の端数切捨

⑮:上限額については19ページに詳細説明

| 市区町村 | 申請番号 | 実車走行キロ ⑩ ヌ | 補助対象経常費用 ⑪ ホ×ヌ＝ル | 補助対象系統の経常収益 ⑫ ヲ | 補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ルーヲ＝ワ | ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ＝カ | 補助対象経費 ⑬ ヨ | 補助対象経費の1/2 ⑭ ヨ×1/2＝タ | 国庫補助上限額 ⑮ レ | 国庫補助金申請額 ⑯ ソ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市 | 1 | 14,284.7 km | 3,362,332 円 | 390,000 円 | 2,972,332 円 | 2,394,748 円 | 2,394 千円 | 1,197. 千円 | 380. 千円 | 380. 千円 |
| ○○市 | 2 | 5,800.0 km | 1,365,204 円 | 243,000 円 | 1,122,204 円 | 1,122,204 円 | 1,122 千円 | 561. 千円 | 400. 千円 | 400. 千円 |
| | | km | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | . 千円 |
| 合計 | | 20,084.7 km | 4,727,536 円 | 633,000 円 | 4,094,536 円 | 3,516,952 円 | 3,516 千円 | 1,758 千円 | 780. 千円 | 780. 千円 |

⑪:円未満の端数切捨(ル欄はあくまで「補助対象」経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります)

⑬:(カ)を千円単位にした数値を記載し、千円未満の端数切捨

⑯:「国庫補助金申請額」は(タ)または(レ)のいずれか少ない方、合計の千円未満の端数切捨

| 市区町村 | 申請番号 | 経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヌ－ヲ＝ツ | 損失額から国庫補助額を控除した額 ツ－ソ＝ネ | ネの負担者とその負担割合 | | | | | | | | 「その他の者」の具体的概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 都道府県 | | 市区町村 | | その他の者 | | 事業者自己負担 | | |
| | | | | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | |
| ○○市 | 1 | 2,972,332 円 | | | | | | | | | | |
| ○○市 | 2 | 1,122,204 円 | | | | | | | | | | |
| | | 円 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 4,094,536 円 | 3,314,536 円 | 円 | % | 3,314,536 円 | 100 % | 円 | % | 円 | % | |

⑰:「ネの負担者とその負担割合」は、「損失額から国庫補助額を控除した額(ネ)」の額(＝補助額を引いた赤字額)を誰がいくら負担するのかを記載。合計額が(ネ)の額と合致。

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ② 様式第1－8 申請書2. 以降（区域型）

この様式は次ページに続きます

①：事業用の場合：「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合
自家用有償運送の場合：「自家用有償運送収支計算書」と整合
損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統（区域型運行）】

| | 一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 補助対象期間の損益状況 | 営業収益 | 1,511 千円 | 営業外収益 | 210 千円 | 経常収益 | 1,721 千円 |
| | 営業費用 | 7,956 千円 | 営業外費用 | 680 千円 | 経常費用（イ） | 8,636 千円 |
| | 営業損益 | ▲ 6,445 千円 | 営業外損益 | ▲ 470 千円 | 経常損益 | ▲ 6,915 千円 |
| 補助対象期間のサービス提供時間（ロ） ② | 2,150.3 時間 | | | | 経常収支率 | |

①

㈲のりたろう交通

運行事業者名を記入

②：補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての区域型（他市のデマンド等も含む）の合計値を記載。小数点第1位まで（第2位以下切捨）

④：銭未満の端数切捨て

3. キロ当たり補助対象経常費用

| 補助ブロック名 | 補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ | 地域時間当たり標準経常費用 ニ | 時間当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ |
|---|---|---|---|
| 北関東 ③ | ④ 4016円. 18銭 | ⑤ 3776円. 77銭 | 3,776円.77銭 |

③・⑤：補助ブロック名及び地域時間当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

| 市区町村 | 申請番号 | 利便増進特例措置又は運送継続特例措置 | 運行系統名 | 営業区域 | 計画運行回数（い） | 実績運行回数（ろ） | 運休回数（は） | 運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数（に） | 運行割合（100%を超える場合は100%を上限とする。）（ほ） | サービス提供時間 へ | 補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ト | 同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 チ | 補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 （へ－（ト＋チ））÷へ＝リ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市 | 1 | － | デマンド | 市街地全域 | 3,600 回 | 3,800 回 | 0 回 | 0 回 | 100.00 % | 1343.3 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | 100.000% |
| ○○市 | 2 | － | デマンド | 山間部全域 | 800 回 | 1,200 回 | 0 回 | 0 回 | 100.00 % | 427.3 時間 | 0.0 時間 | 0.0 時間 | 100.000% |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |

⑥：認定申請時に提出した、添付資料「表1」と整合（変更届が提出されている場合、変更後の内容と整合。）

⑦：添付書類「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合
様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数（A）」と整合
「に」：「は」欄のうち、天災その他のやむを得ない事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの挙証書類を添付

⑧：（（ろ）＋（に））÷（い）で算出。100%を上限とし、小数点第2位まで記載（第3位以下切捨て）

⑨：様式第１－５「運行系統輸送実績」の「サービス提供時間」と整合、小数点第1位まで記載（第2位以下切捨）

⑩：複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区域がある場合、及び他自治体が別途計画に位置づけ交付申請する区域がある場合に記載する。

# 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ② 様式第1－8 申請書2. 以降(区域型)

前ページからの続きです

⑪:円未満の端数切捨(ヌ欄はあくまで「補助対象」経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります)

⑭:系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円未満の端数切捨

⑮:上限額については19ページにて詳細説明

| 市区町村 | 申請番号 | 補助対象経常費用 ⑪ ホ×ヘ＝ヌ | 補助対象系統の経常収益 ⑫ ル | 補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ヌ－ル＝ヲ | ヲのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヲ×リ＝ワ | 補助対象経費 ⑬ カ | 補助対象経費の1/2 ⑭ カ×1/2＝ヨ | 国庫補助上限額 ⑮ タ | 国庫補助金申請額 ⑯ レ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市 | 1 | 5,073,335 円 | 783,000 円 | 4,290,335 円 | 4,290,335 円 | 4,290 千円 | 2,145.0 千円 | 1,891. 千円 | 1,891. 千円 |
| ○○市 | 2 | 1,613,813 円 | 458,900 円 | 1,154,913 円 | 1,154,913 円 | 1,154 千円 | 577.0 千円 | 509. 千円 | 509. 千円 |
| 合計 | | 6,687,148 円 | 1,241,900 円 | 5,445,248 円 | 5,445,248 円 | 5,444 千円 | 2,722. 千円 | 2,400 千円 | 2,400. 千円 |

⑫:様式第1－5「運行系統別輸送実績」の「経常収益＝(C)+(D)+(E)」と整合

⑬:(ワ)を千円単位にした数値を記載し、千円未満の端数切捨

⑯:「国庫補助金申請額」は(ヨ)または(タ)のいずれか少ない方、合計の千円未満の端数切捨

| 市区町村 | 申請番号 | 経常費用から経常収益を控除した額 ハ×ヘ－ル＝ソ | 損失額から国庫補助額を控除した額 ソ－レ＝ツ | ツの負担者とその負担割合 | | | | | | | | 「その他の者」の具体 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 都道府県 | | 市区町村 | | その他の者 | | 事業者自己負担 | | |
| | | | | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担 | | | | | |
| ○○市 | 1 | 4,611,934 円 | | | | | | | | | | |
| ○○市 | 2 | 1,257,213 円 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 5,869,147 円 | 3,469,147 円 | 円 | 0 % | 3,147,147 円 | 90.7 % | 円 | 0 % | 円 | 0 % | |

⑰:「ツの負担者とその負担割合」は、「損失額から国庫補助額を控除した額(ツ)」の額(＝補助額を引いた赤字額)を誰がいくら負担するのかを記載。合計額が(ツ)の額と合致。

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用

標準経常費用単価は、毎年度、国土交通省が決定し、通達にてお示ししています（令和７年度の通達は令和７年１０月２０日発出）。通達が出ましたら、メールにて各自治体様にお知らせいたします。

【参考】令和７年度単価（令和８年度交付申請には令和８年度の単価をご記入下さい）

| ブロック名 | 対象地域 | 路線型・キロ当たり単価 | | 区域型・時間当たり単価 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 一般乗合 | 自家用有償 | 一般乗合 | 自家用有償 |
| 北関東 | 群馬県、栃木県、茨城県 | 347円58銭 | 418円95銭 | 3,776円77銭 | 4,552円34銭 |
| 千葉 | 千葉県 | 491円04銭 | 592円03銭 | | |
| 武蔵・相模 | 埼玉県、東京都三多摩地区、神奈川県（「京浜」及び「山梨・静岡」に属する地域を除く） | 578円97銭 | 697円86銭 | | |
| 京浜 | 東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市、横浜市 | 660円06銭 | 796円25銭 | | |
| 山梨・静岡 | 山梨県、静岡県、神奈川県西部（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町） | 445円24銭 | 536円67銭 | | |

# 1．交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## 市町村の上限額の算出方法について

各年度における「市区町村毎の国庫補助上限額」の算定方法については、当該年度の秋頃に通達にてお示ししています（令和７年度の通達は令和７年１０月２０日発出、令和７年１２月２５日一部改訂）。

«R7上限額通達より抜粋»　※いずれの算定式も千円未満切り捨て

**①地域公共交通計画を策定した場合**の算定式
対象人口× 90円 ＋ 200万円（定額）

**②地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合**の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の１／２

**③地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合**の算定式
市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の１／２

**④地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表８ただし書きに係る場合**（別表２５の**地域公共交通協働トライアル推進事業**の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）
①～③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

様式１-８　４．の「国庫補助上限額」欄（路線型「レ」欄／区域型「タ」欄）には、市区町村ごとの上限額（左記通達により算出）を系統毎に按分した額を記入します。
合計額が当該市区町村の上限額を超えないよう注意しましょう。

### 上限額の系統ごと按分方法

按分方法は、**補助対象経費の1/2の合計額と市区町村上限額との割合を算出し、系統毎の補助対象経費の1/2に当該割合を乗じた金額**となります。
※上記以外の恣意的な按分方法については認められません。

なお、合計が市区町村上限額と同一になるように、差額を千円単位で補助対象系統に加算してください（差額の全額をある１系統につけても、1千円ずつ振り分けても可）

【例】

| ○○市国庫補助上限額 | 7,400 千円 |
|---|---|

国庫補助上限額の系統別按分

| 運行事業者名 | 系統番号 | 補助対象経費の1/2(タ)又は(ヨ) | 国庫補助上限額（端数調整前、千円未満切捨） | 端数調整（手入力） | 国庫補助上限額（端数調整後） |
|---|---|---|---|---|---|
| A社 | 1 | 1,500.0千円 | 1,121千円 | | 1,121千円 |
| | 2 | 2,000.0千円 | 1,494千円 | 1千円 | 1,495千円 |
| | 3 | 1,000.0千円 | 747千円 | 1千円 | 748千円 |
| | **小計** | **4,500千円** | **3,362千円** | **2千円** | **3,364千円** |
| B社 | 4 | 3,500.0千円 | 2,616千円 | | 2,616千円 |
| | 5 | 1,900.0千円 | 1,420千円 | | 1,420千円 |
| | **小計** | **5,400千円** | **4,036千円** | **0千円** | **4,036千円** |
| **合計** | | **9,900千円** | **7,398千円** | **2千円** | **7,400千円** |
| | | **上限額との差額** | **2千円** | | |

STEP１）「上限額」÷「補助対象経費の１／２」の合計額を算出
7,400÷9,900＝0.74747474･･･（A）
STEP２）系統ごとの「補助対象経費の１／２」に（A）の割合を掛けて、系統ごとの暫定上限額（端数調整前、千円未満切捨）を算出
（A社の系統番号１であれば、1,500×（A）＝1121.21･･･⇒1121）
STEP３）STEP2で各系統に割り振った暫定上限額の合計値と、市町村上限額との「差額」を、任意の系統に振り分け、端数を調整

# 1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 注意：補助対象外の系統について

下記のいずれかに該当する場合は、計画認定を受けていても**補助対象外**となりますので、**申請書（様式１－８、１－５）に含めないで下さい**。

① 補助対象年度の前年度、前々年度の２ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた（＝黒字である）（要綱別表７要件ヘ、ただし書き）※運送継続特例の場合は除外

② 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達した（要綱別表７要件ヘ）

③ （路線定期運行のみ）補助対象期間の１回（＝1往復、循環系統の場合は1循環）当たりの輸送量【輸送人員÷ 運行回数】が２人未満である（要綱別表７要件チ）地域公共交通計画（別紙、表１）に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%未満である（実施要領２．（１）⑩ア、イ）

④ １運行系統の補助金交付申請額が１千円未満である（実施要領２．（１）⑩ウ）

上記①に該当する場合は、次年度以降、計画に含めることはできません。
上記②～④の場合は、当該年度の交付申請対象外となるものの、次年度以降の計画認定申請に含めることは可能です。





上記①～④に該当する場合や、上記以外の理由で交付申請を辞退する場合は、関東運輸局交通企画課までご一報下さい！

# 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント



## よくあるご質問（交付申請書（運行費）関連）①



**Q** モビリティマネジメントの一環で、特定の日を全員「運賃無料デー」としました。この場合、輸送人員には当該日に乗車した分を加算するのでしょうか。

**A** 「輸送人員」について、無償乗車分の取扱いは以下の通りです。
・全ての旅客に対して無償とする場合、無償乗車分は輸送人員から除外する
・高齢者や障がい者等一部の旅客のみを無償で運行している場合は、輸送人員としてカウントする
上記の事例では、「輸送人員にはカウントしない」ということになりますが、当該「運賃無料デー」を計画運行回数に含めている場合は、運行実績を運行回数や実車走行キロに含めて構いません。





**Q** 当市では、小学生の定期代を市で全額補助していますが、「運送収入」については、当該定期代を含めてよいのでしょうか。

**A** 「運送収入」については、運賃相当額を地方公共団体から補填（※）している場合は運送収入に含め、赤字補填分を補助金等で賄っている場合の当該赤字補填分は、運送収入には含めません。
※運賃補填とは、地方公共団体が、本来旅客が支払うべき運賃相当額を旅客に代わってバス事業者に支払うもの。例えば、「福祉無料バス制度」のように、ある一定条件で住民がバスに乗車する際、本人負担はゼロとし、それに見合う運賃相当額を地方公共団体がバス事業者に支払うような場合における地方公共団体からの受入額。





**Q** 路線定期運行の補助対象系統で、続行便を運行しました。続行便分も実績運行回数や実車走行キロに含めて交付申請してよいのでしょうか。

**A** 計画運行回数に含まれていない「続行便」については、年間の計画運行回数の範囲内になる場合のみ、続行便も含めて交付申請することができます。事前に続行便の運行が想定され、その分も補助金申請したい場合は、計画運行回数の変更届出を提出して下さい。



# 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

## よくあるご質問（交付申請書（運行費）関連）②



**Q** 事業年度途中で運行事業者が変更となりました。その場合、「事業報告書」はどのように提出すればよいのでしょうか。

**A** 事業者変更の事由は複数ありますので、以下表を参考に資料を作成・提出してください。



変更後の運行事業者に提出していただく事業報告書の期間

| 変更の原因 | 提出いただく事業報告の期間 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 分社化 | ー | 運行期間のみ | 分社化後の事業実績 |
| 譲渡譲受 | 通年 | ー | 運行事業者が年度初めから一般乗合・自家用有償の許可を得ており、通年の事業実績がある場合 |
| 合併 | ー | 運行期間のみ | 吸収合併した場合、事業報告書には合併前の実績が加算計上されるため |
| 事業者変更 | 通年 | ー | 運行事業者が年度初めから一般乗合・自家用有償の許可を得ており、通年の事業実績がある場合 |

変更前の運行事業者に提出していたく事業報告書の期間

| 変更の原因 | 提出いただく事業報告の期間 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 分社化 | ー | 運行期間のみ | 分社化する前の事業実績 |
| 譲渡譲受 | 通年 | ー | 乗合事業などから撤退した場合は、その時点までの事業実績 |
| 合併 | ー | ー | |
| 事業者変更 | 通年 | ー | 乗合事業などから撤退した場合は、その時点までの事業実績 |



**Q** 年度途中に路線型の運行から区域型の運行に再編しました。その場合、再編前の路線型の運行分も申請できるのでしょうか。

**A** 交付要綱別表７「ト」に該当するため、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして、再編前の路線型による運行分も含め申請可能です。



1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

**2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント**

3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

4. 事業評価

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## はじめに

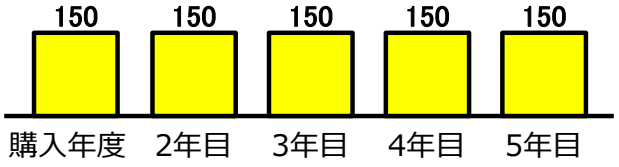
ここでは、一般的な「車両減価償却費補助」交付申請書の作成ポイントをご説明いたします。
自家用有償旅客運送の車両、利便増進特例・運送継続特例が適用される車両、公有民営方式車両購入費国庫補助金、貨客混載導入経費国庫補助金についての交付申請書の作成につきましては、個別にご相談下さい。

## 基本事項

- 車両減価償却費補助金は、補助対象期間中に新たに購入した車両の「減価償却費」及びその購入に係る「金融費用」が補助対象となります。
- 補助対象車両は、「主として補助対象フィーダー系統の運行に要すること」が要件となります。補助対象フィーダー系統以外の系統の運行に使用することも可能ですが、補助対象系統の走行割合が５０%以上である必要があります。
- 補助対象期間は「60ヶ月（5年間）」となります。60ヶ月以上の期間を償却期間として設定することも可能ですが、あくまで補助対象となるのは60ヶ月分のみとなりますので、あらかじめ運行事業者の設定する減価償却期間をご確認下さい。
- 減価償却の手法は「定額法」と「定率法」のいずれかとなります。手法によって、各年度の交付額が異なりますので、あらかじめ運行事業者にいずれの手法で償却するかをご確認下さい。

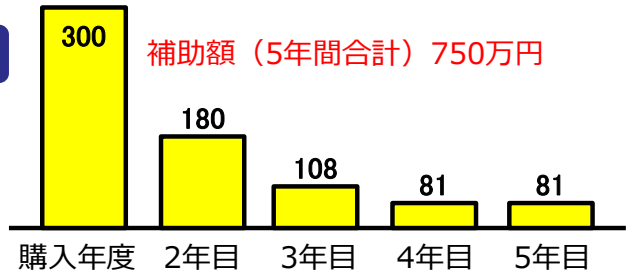
**定額法イメージ**　補助額（5年間合計）750万円

毎年**同額ずつ**
償却額を計上




**定率法イメージ**　補助額（5年間合計）750万円

毎年**一定の割合**で
償却額を計上



# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



## 申請書一式

【毎年度提出】

① 様式1-10 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(車両減価償却費等補助金)
交付申請書
② 様式1-10（２．申請の概要）
③ 補助対象系統走行率算定表（任意様式）

【初年度のみ提出】

④ 見積書及び売買契約書又はリース契約書の写し
⑤ 補助対象経費内訳書
⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面
⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類（任意様式）
⑧ 標準仕様ノンステップバス認定書の写し又は、標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類、移動円滑化基準省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
⑨ 車検証の写し
⑩ バス車両の主要部分の写真（ナンバープレートが確認できること）
⑪ 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況（車両数、平均車令）を示した書類（任意様式）

# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 申請書一式（初年度のみ提出するもの）

【購入車両の費用に関するもの】

④ 売買契約書又はリース契約書の写し
※リース契約書はファイナンシャルリースであって、減価償却費としての計上が必要であることを確認できるもの。
・宛名は運送予定者等の名称にしてください。

⑤ 補助対象経費内訳書
（車両価格、付属品価格、改造費を区分した書類）
※④の挙証書類と金額が整合していることを御確認ください。

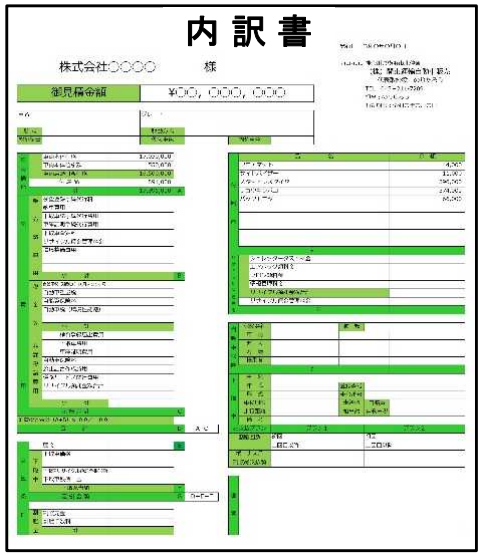
## 添付書類例

④










⑤



# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 申請書一式（初年度のみ提出するもの）

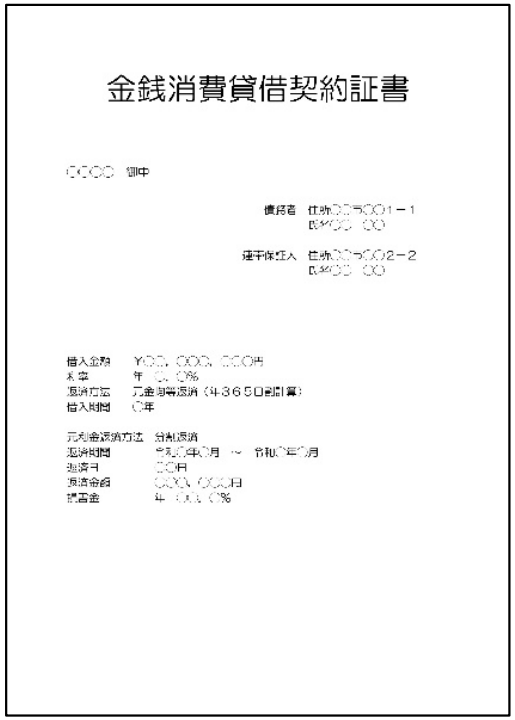
【金融費用に関するもの】（金融費用を補助対象とする場合に添付）

⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面（すべてリースにより取得している場合は不要。利率及び償還回数、元金均等・元利均等の別について記載が必要）

⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類（任意様式）

## 添付書類例

⑥



金銭消費貸借契約証書

○○○○ 御中

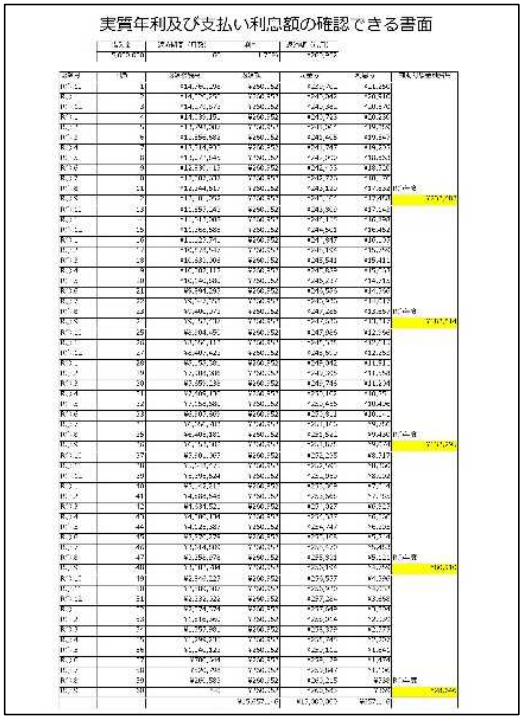
債務者　住所○○市○○1－1
氏名○○　○○

連帯保証人　住所○○市○○2－2
氏名○○　○○

借入金額　¥○○，○○○，○○○円
利率　年○．○％
返済方法　元金均等返済（4365日割計算）
借入期間　○年

元利金返済方法　分割返済
返済期間　令和○年○月　～　令和○年○月
返済日　○○日
返済金額　○○，○○○円
遅害金　年○．○％

⑦



実質年利及び支払い利息額の確認できる書面

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 申請書一式（初年度のみ提出するもの）

【車両のバリアフリー関連】（⑧-1・⑧-2　のどちらか）
- ⑧-1 標準仕様ノンステップバス認定書の写し又は、標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類
- ⑧-2 移動円滑化基準省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し

【その他】
- ⑨ 車検証の写し
- ⑩ バス車両の主要部分の写真（ナンバープレートが確認できること）
- ⑪ 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(車両数、平均車令)を示した書類（任意様式）

## 添付書類例

⑧

標準仕様ノンステップバス認定書

番　　号
令和○年○月○日

株○○バス　殿

国土交通省自動車局長

令和○年○月○日付で申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定等基準に基づき、標準仕様を満たしていることを認めます。

記

1　型式番号
　※100－0001
　※100－0002

2　車名及び形式
　○○　※※※－※※※※※

3　自動車製作者等名及び住所
　○○トラック・バス（株）
　○○県○○市○○○○

4　製作工場名及び住所
　○○（株）
　（○○県○○市○○○）

移動円滑化基準適用除外認定書

番　　号
○年　○月　○日

○○○○　殿

関東運輸局長

○年○月○日付で申請があった下記の自動車については、移動円滑化基準第43条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。

記

1　車名及び型式

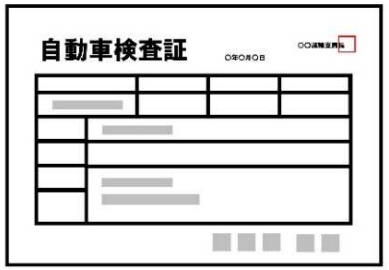
2　車台番号又は製造番号

3　使用の本拠の位置

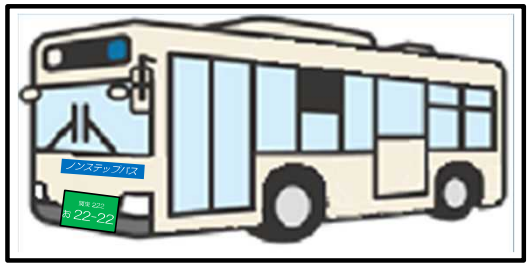
4　基準適用除外を認定する条項及び条件

5　基準適用除外の期限

⑨




⑩




⑪

保有車両の明細（R4.10.1現在）
路線バス

| 事業者 | | 車両登録番号 | 車名 | | 乗車定員（人） | 車令（年） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○株 | 1 | 関東　222　お　1110 | ○○ | AA-BB11BB | 65 | 22 |
| | 2 | 関東　222　お　1111 | ○○ | AA-BB11CC | 65 | 16 |
| | 3 | 関東　222　お　1112 | ○○ | AA-BB11DD | 69 | 10 |
| | 4 | 関東　222　お　1113 | △△ | G-EE1ABCD | 70 | 4 |
| | 5 | 関東　222　お　2222 | △△ | G-FF1ABCD | 68 | 1 |
| | | 車両数　5台 | | | 平均車令 | 10.6 |

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ①様式1-10（車両減価償却費等補助金）交付申請書（表紙）

様式第１－１０（日本産業規格Ａ列４番）

番　　号
令和　年　月　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　○○協議会
住　　所　○市○○１－１
代表者氏名　会長 交通 太郎

令和４年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（車両減価償却費等国庫補助金）交付申請書

令和４年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（車両減価償却費等国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１．交付を受けようとする補助金の額

| 補助対象経費 | 補　助　金　の　額 |
|---|---|
| ○，○○○千円 | ○○○千円 |

消さずにそのまま記載

大臣の名前は記載不要

・文書番号を付さない場合、様式の「番号」の記載は削除して下さい（文書番号は必須ではありません）

・記載の順番は変えない
・押印は不要

・千円単位で記載する
・補助対象の運行事業者が複数いる場合は、全事業者分を合計した額を記載

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）

### ②様式1-10（２．申請の概要）

初年度～最終年度まで５（または６）年度分すべて作成し添付する。

●定額法の場合

（例）購入年月　R7.10月　→　減価償却費補助　R8年度～R12年度（５年度分）
　　購入年月　R8．3月　→　減価償却費補助　R8年度～R13年度（６年度分）

| R8補助年度 | R9補助年度 | R10補助年度 | R11補助年度 | R12補助年度 | R13補助年度 |
|---|---|---|---|---|---|

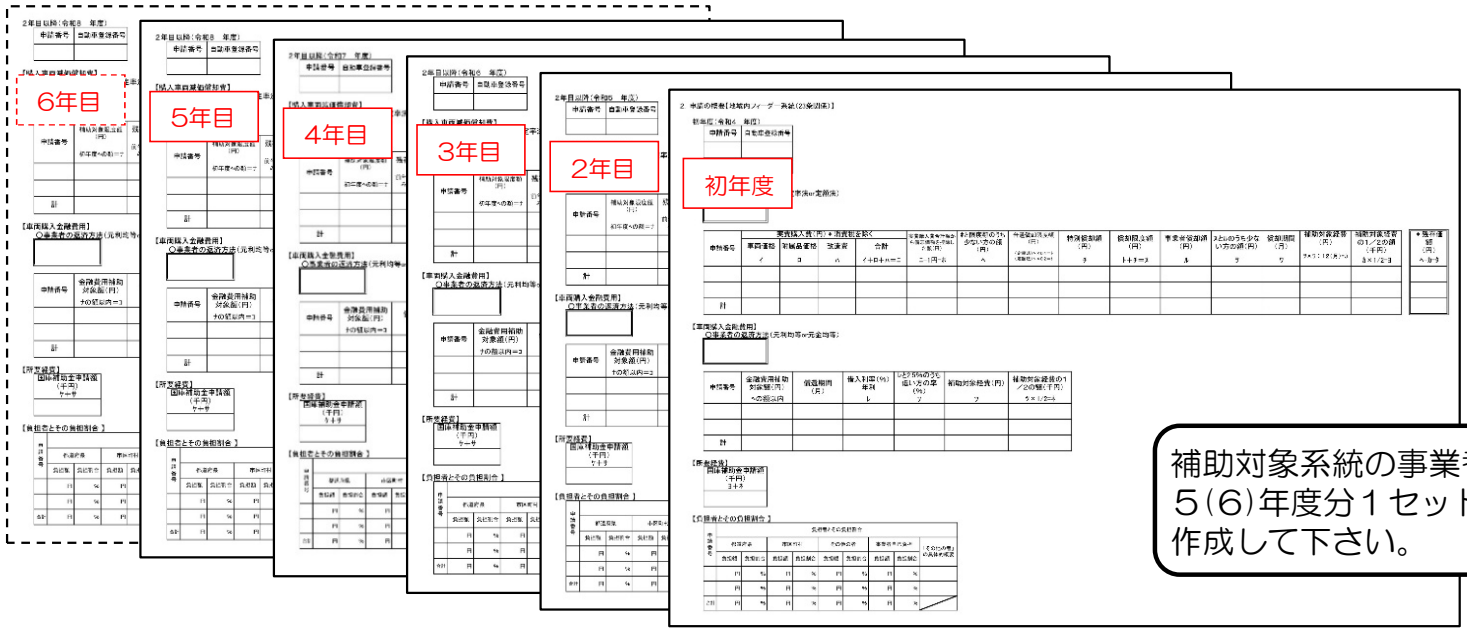
R8.3月
（R8は３月～９月の７か月分）

補助対象期間60ヶ月（５年間）

R13.2月
（R13は10月～２月の５か月分）

●定率法の場合

初年度償却期間が12～８か月は５年度分、７～１か月は６年度分の作成となります。






補助対象系統の事業者が複数いる場合は、
5(6)年度分１セットとして事業者毎に
作成して下さい。

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



## ②様式1-10（２．申請の概要）

２．申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和　　年度)

| 申請番号 | 自動車登録番号 |
|---|---|
| | |
| | |

**Ⅰ【申請番号・自動車登録番号】**

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

**Ⅱ【購入車両減価償却費】**

| 申請番号 | 実費購入費(円)＊消費税を除く | | | | 実費購入費合計額から備忘価額を控除した額(円) | ホと限度額のうち少ない方の額(円) | 普通償却限度額(円) | 特別償却額(円) | 償却限度額(円) | 事業者償却額(円) | ヌとルのうち少ない方の額(円) | 償却期間(月) | 補助対象経費(円) | 補助対象経費の1／2の額(千円) | ＊残存価額(円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 車両価格 | 附属品価格 | 改造費 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| | イ | ロ | ハ | イ＋ロ＋ハ＝ニ | ニ−1円＝ホ | ヘ | (定率法)ヘ×0.4＝ト<br>(定額法)ヘ×0.2＝ト | チ | ト＋チ＝ヌ | ル | ヲ | ワ | ヲ×ワ÷12(月)＝カ | カ×1/2＝ヨ | ヘ−カ＝タ |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

**Ⅲ【車両購入金融費用】**

| 申請番号 | 金融費用補助対象額(円)への額以内 | 償還期間(月) | 借入利率(%)年利 | レと2.5%のうち低い方の率(%) | 補助対象経費(円) | 補助対象経費の1／2の額(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | レ | ソ | ツ | ツ×1/2＝ネ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

【所要経費】

| 国庫補助金申請額(千円)ヨ＋ネ |
|---|
| |

【負担者とその負担割合 】

| 申請番号 | 負担者とその負担割合 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | | 市区町村 | | その他の者 | | 事業者自己負担 | | 「その他の者」の具体的概要 |
| | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | 負担額 | 負担割合 | |
| | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |
| | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |
| 合計 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |

**Ⅳ【所要経費】【負担者と負担割合】**

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅰ【申請番号・自動車登録番号】

3年目　（令和 10 年度）

| 申請番号 | 自動車登録番号 |
|---|---|

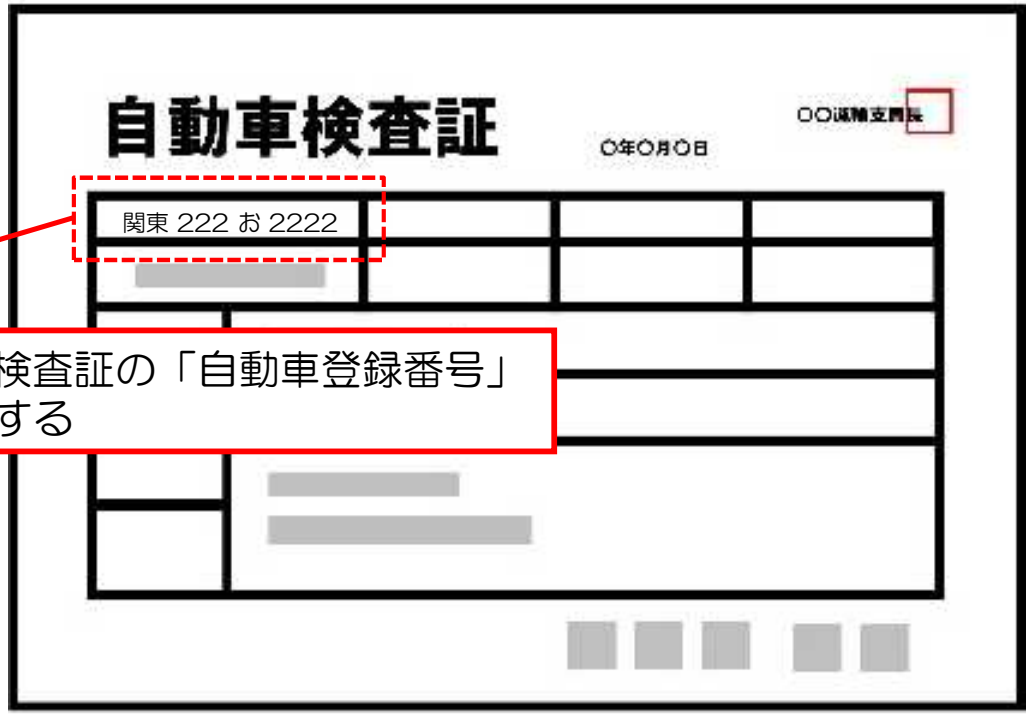
2年目~~以降~~（令和 9 年度）

| 申請番号 | 自動車登録番号 |
|---|---|

該当年度を記載する

初年度（令和 8 年度）

| 申請番号 | 自動車登録番号 |
|---|---|
| 1 | 関東 222 お 2222 |
| | |




自動車検査証の「自動車登録番号」を記載する

「表6」申請番号を記載する

注:運行の用に供する
補助対象系統名（申請番号）
ではない

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

**認定申請時に提出した「表６」**

| 市区町村名 | バス事業者等名 | 申請番号 | 運行の用に供する補助対象系統名（申請番号） | 補助対象車両の種別 イ | 補助対象車両の種別 ロ | 補助対象車両の種別 ハ | 乗車定員 | 購入年月 | 利便増進特例措置 | 運送継続特例措置 | 購入等の種別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○市 | (株)○○ | 1 | (2) △△地区デマンドタクシー | 小型車両 | | | 14 | 令和4年10月 | | | 割賦 |
| | | 2 | （ ） | | | | | | | | |
| | | 3 | （ ） | | | | | | | | |
| | | 4 | （ ） | | | | | | | | |
| | | 5 | （ ） | | | | | | | | |

# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅱ【購入車両減価償却費】

### ○実費購入費（円）＊消費税を除く（初年度のみ記載）

【購入車両減価償却費】
〇事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

「定率法」もしくは「定額法」を記載

内訳書類（初年度のみ添付）と該当する金額が整合すること。
値引きがある場合、値引き後の金額を記載

| 申請番号 | 実費購入費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ | 附属品価格 ロ | 改造費 ハ | 合計 イ+ロ+ハ=ニ | 実費購入費合計額が譲渡価額を控除した額（円） ニ-1円=ホ | ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ | 普通償却限度額（円） （定率法）ヘ×0.4=ト （定額法）ヘ×0.2=ト | 特別償却額（円） チ | 償却限度額（円） ト+チ=ヌ | 事業者償却額（円） ル | ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ | 償却期間（月） ワ | 補助対象経費（円） ヲ×ワ÷12（月）=カ | 補助対象経費の1／2の額（千円） カ×1/2=ヨ | ＊残存価額（円） ヘ-カ=タ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 15,000,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 15,000,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | | | | | | | | | | | |

# 見 積 書（契約書の内訳書）

発行日：令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇　様

〒111-1111 神奈川県横浜市北仲通
（株）関東運輸自動車販売
代表取締役　のりたろう
TEL　045－211－7209
担当　のりじろう
有効期限：令和〇年〇月〇日

| 御見積金額 | ¥〇〇，〇〇〇，〇〇〇 |
|---|---|

| 車名 | | グレード | |
|---|---|---|---|
| 形式 | | 駆動方式 | |
| 総排気量 | | 外装車色 | 内装車色 |

| | | |
|---|---|---|
| 車両価格 | 車両本体価格 | 17,050,000 |
| | 車両本体値引額 | 550,000 |
| | 車両値引後価格 | 16,500,000 |
| | 付属品 | 891,000 |
| | 計 | 17,391,000 A |
| 諸費用 販売諸費用 | 検査登録手続代行料 | |
| | 納車費用 | |
| | 下取車諸手続代行費用 | |
| | 車庫証明手続代行費用 | |
| | 下取車査定料 | |
| | リサイクル資金管理料金 | |
| | 環境整備費用 | |
| | | |
| | 小計 | B |

| | 品名 | 金額 |
|---|---|---|
| 付属品 | フロアマット | 44,000 |
| | サイドバイザー | 11,000 |
| | スタッドレスタイヤ | 396,000 |
| | リョウキンバコ | 374,000 |
| | バックモニター | 66,000 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 計 | |
| リサイクル | シュレッダーダスト料金 | |
| | エアバッグ類料金 | |
| | フロン類料金 | |

# 補助対象経費内訳書

| | 名称 | 価格 | 値引き額 | 補助対象経費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 車両 | 車両本体価格 | 15500000 | 500000 | 15000000 | |
| | 名称 | 価格 | 値引き額 | 補助対象経費 | 備考 |
| | 運賃箱・両替機 | 340000 | | 340000 | リョウキンバコ |
| | カードリーダー・ライター（ICカード対応を除く） | | | 0 | |
| | 運賃表示器 | | | 0 | |
| | 整理券発行機 | | | 0 | |
| | 行き先表示器 | | | 0 | |
| | 停留所名表示器 | | | 0 | |
| | 乗降中表示灯 | | | 0 | |
| | 放送装置 | | | 0 | |
| 附属品 | バックカメラ・バックカメラ専用モニター | 60000 | | 60000 | バックモニター |
| | 集中操作盤 | | | 0 | |
| | アイドリングストップ装置 | | | 0 | |
| | ーリング装置 | | | 0 | |
| | ABS | | | 0 | |
| | 押しボタン | | | 0 | |
| | 手すり | | | 0 | |
| | 補助ステップ | | | 0 | |
| | 車椅子用スロープ板 | | | 0 | |
| | 椅子固定装置 | | | 0 | |
| | 滑り止め | | | 0 | |
| | 防止装置を含む） | | | 0 | |
| | ー塗装 | | | 0 | |
| | 用の塗装を除 | | | 0 | |
| | | | | 0 | |
| | | 000 | 500000 | 15400000 | |

⇒(イ)　(ロ)　⇒(ニ)

は個別の商品　されている場合に記載すること。　※税抜

- 契約書の内訳書をもとに、経費内訳書に税抜きで金額を記載します。
- 内訳書について、補助対象となる車両本体、改造費や付属品には色づけをする等、どの項目が補助対象となるかわかりやすくして下さい。
  また、経費内訳書の備考欄に内訳書上の名称を記載して下さい。



# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント



## 【参考】付属品について（実施要領 2（1）⑭）

以下の付属品は、補助対象となります。

- 運賃箱、両替機
- カードリーダー、ライター
  （ＩＣカード対応のものは除く。）
- 運賃表示器
- 整理券発行機
- 行き先表示器
- 停留所名表示器
- 乗降中表示灯
- バックカメラ、バックカメラ専用モニター
- 放送装置
- 集中操作盤
- アイドリングストップ装置
- ニーリング装置
- ＡＢＳ
- 押ボタン
- 手すり
- 補助ステップ
- 車椅子用スロープ板
- 車椅子固定装置
- 車内滑り止め（凍結防止装置を含む。）
- ボディー塗装（広告用の塗装を除く。）



【補足説明①】
スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンについて
以下の理由から、付属品の補助対象外となりますので、ご留意下さい
・一般的な消耗品であり、固定資産として取り扱うことが想定されないこと
・車両の減価償却期間である5年と併せて、タイヤ及びチェーンも同等期間使用される見込みがないこと
・全国一律で運行の用に供するために必要と認められるものを補助対象としていること



【補足説明②】ボディー塗装について
地方自治体のイメージキャラクターのボディー塗装は補助対象として含めることができますが、
・公序良俗に反するようなもの
・あまりに高額なもの
・観光目的のもの
以上のボディー塗装は補助対象に含まれません。
疑義が生じた場合は、個別に対応させていただきます。
なお、塗装を車両販売業者とは異なる業者に依頼する場合も、車両を購入する事業者が費用負担するのであれば、補助対象となります。

Q.改造費とはどのようなものですか？
A.乗合用の自動車に改造するための費用です。（例：乗降口扉を手動から自動にする場合等）



# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅱ【購入車両減価償却費】

**○購入車両減価償却費の補助対象経費の計算方法**　補助率：１／２

**（A）**車両購入費用は次の①・②いずれか低い方（消費税を除く）　＝（**ヘ**）

①　車両の種別による限度額
　ノンステップ型車両：1,500万円、都市間連絡用車両：1,500万円
　ワンステップ型車両：1,300万円、小型車両：1,200万円

②　実費購入額から備忘価格として1円を控除した額　＝（**ホ**）

**（B）**特別償却額：中小企業対象の制度で、「取得価格×30%」を通常の減価償却額とは別枠で特別に償却することができる
（課税ベースの利益から特別償却費を差し引くことで、法人税が減税できる）＝（**チ**）

**（C）**は次の③・④いずれか低い方（**ヲ**）　×　償却月数／１２　＝（**カ**）

③　車両購入費用**（A）**×償却率（定額法0.2、定率法0.4）＋特別償却額**（B）**　＝（**ヌ**）

④　事業者の償却額　＝（**ル**）

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

「定率法」もしくは「定額法」を記載

補助対象経費の1/2（合計前）は
百円単位（0.1～0.9千円）まで記載

| 申請番号 | 実費購入費（円）＊消費税を除く | | | | （A） | | 普通償却限度額（円）（定率法）ヘ×0.4=ト（定額法）ヘ×0.2=ト | （B） | 償却限度額（円） | （C） | ヌとルのうち少ない方の額（円） | 償却期間（月） | 補助対象経費（円） | 補助対象経費の1／2の額（千円） | ＊残存価額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 車両価格 | 附属品価格 | 改造費 | 合計 | 実費購入費合計額から備忘価額を控除した額（円） | ホと限度額のうち少ない方の額（円） | | 特別償却額（円） | | 事業者償却額（円） | | | | | |
| | イ | ロ | ハ | イ+ロ+ハ=ニ | ニ-1円=ホ | ヘ | | チ | ト+チ=ヌ | ル | ヲ | ワ | ヲ×ワ÷12（月）=カ | カ×1/2=ヨ | ヘ-カ=タ |
| | | | | | ホ | ヘ | イ | チ | ヌ | ル | ヲ | | カ | ヨ | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

補助対象経費の1/2
合計額は千円未満切り捨て

# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅱ【購入車両減価償却費】（定額法）

（計算例）：ノンステップ型車両1,500万円（特別償却なし）
（事業年度始期に償却開始の場合　（例）１０月償却開始）

●定額法

初年度：1,500万円×0.2＝300万円（補助対象経費）　×補助率1/2＝150万円
２年目：1,500万円×0.2＝300万円（補助対象経費）　×補助率1/2＝150万円
３年目：1,500万円×0.2＝300万円（補助対象経費）　×補助率1/2＝150万円
４年目：1,500万円×0.2＝300万円（補助対象経費）　×補助率1/2＝150万円
５年目：1,500万円×0.2＝300万円（補助対象経費）　×補助率1/2＝150万円

→補助金合計：150万＋150万＋150万＋150万＋150万＝750万円
（60か月計）

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

**定額法**

| | 申請番号 | 実費購入費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 附属品価格 ロ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 改造費 ハ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ | 実費購入費合計額から備忘価額を控除した額（円） ニ－1円＝ホ | ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ | | 普通償却限度額（円） （定率法）ヘ×0.4＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト | 特別償却額（円） チ | 償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ | 事業者償却額（円） ル | ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ | 償却期間（月） ワ | 補助対象経費（円） ヲ×ワ÷12（月）＝カ | 補助対象経費の1／2の額（千円） カ×1/2=ヨ | ＊残存価額（円） ヘ－カ＝タ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 1 | 15,000,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | 15,399,999 | 15,000,000 | | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1500 | 12,000,000 |
| | 申請番号 | | | | | | 補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ | 残存価額（円） 前年度フ（2年目のみ タ）の額＝ラ | 普通償却限度額（円） （定率法）ラ×0.4＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム | 特別償却額（円） ウ | 償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ | 事業者償却額（円） オ | ノとオのうち少ない方の額（円） ク | 償却期間（月） ヤ | 補助対象経費（円） ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ | 補助対象経費の1／2の額（千円） マ×1/2=ケ | ＊残存価額（円） ラ－マ＝フ |
| 2年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 12,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1500 | 9,000,000 |
| 3年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 9,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1500 | 6,000,000 |
| 4年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 6,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1500 | 3,000,000 |
| 5年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,079,999 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1500 | 0 |

# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅱ【購入車両減価償却費】（定率法）

（計算例）：ノンステップ型車両1,500万円（特別償却なし）
（事業年度始期に償却開始の場合　（例）１０月償却開始）

●定率法

初年度：1,500万円×0.4＝600万円(補助対象経費)　×補助率1/2＝300万円

２年目：残存価格(1,500万－600万)×0.4＝360万円　×補助率1/2＝180万円

３年目：残存価格(1,500万－600万－360万)×0.4＝216万円　×補助率1/2＝108万円

４年目：残存価格(1,500万－600万－360万－216万)×0.4＝129.6万円

→普通償却限度額が[補助対象限度額1,500万]×[保証率0.108]＝162万円を下回る場合、**償却率を0.5（改定償却率）に変えて計算する。**

⇒残存価格(1,500万－600万－360万－216万)×0.5＝162万円　×補助率1/2＝81万円

５年目：４年目で改定償却率を使った場合、次年度の普通償却限度額は前年度と同額とする。

⇒162万円（補助対象経費）×補助率1/2＝81万円

→補助金合計：300万＋180万＋108万＋81万＋81万＝750万円

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

**定率法**

| | 申請番号 | 実費購入費（円）＊消費税を除く 車両価格 イ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 附属品価格 ロ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 改造費 ハ | 実費購入費（円）＊消費税を除く 合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ | 実費購入費合計額から減定価額を控除した額（円） ニ－1円＝ホ | ホと限度額のうち少ない方の額（円） ヘ | | 普通償却限度額（円） （定率法）ヘ×0.4＝ト （定額法）ヘ×0.2＝ト | 特別償却額（円） チ | 償却限度額（円） ト＋チ＝ヌ | 事業者償却額（円） ル | ヌとルのうち少ない方の額（円） ヲ | 償却期間（月） ワ | 補助対象経費（円） ヲ×ワ÷12（月）＝カ | 補助対象経費の1／2の額（千円） カ×1/2＝ヨ | ＊残存価額（円） ヘ－カ＝タ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 1 | 15,000,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | 15,399,999 | 15,000,000 | | 6,000,000 | 0 | 6,000,000 | 6,160,000 | 6,000,000 | 12 | 6,000,000 | 3000 | 9,000,000 |
| | 申請番号 | | | | | | 補助対象限度額（円） 初年度への額＝ナ | 残存価額（円） 前年度ワ（2年目のみタ）の額＝ラ | 普通償却限度額（円） （定率法）ラ×0.4＝ム （定額法）ナ×0.2＝ム | 特別償却額（円） ウ | 償却限度額（円） ム＋ウ＝ノ | 事業者償却額（円） オ | ノとオのうち少ない方の額（円） ク | 償却期間（月） ヤ | 補助対象経費（円） ク×ヤ÷12（月）＝マ （最終年度）ク＝マ | 補助対象経費の1／2の額（千円） マ×1/2＝ケ | ＊残存価額（円） ラ－マ＝フ |
| 2年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 9,000,000 | 3,600,000 | 0 | 3,600,000 | 3,696,000 | 3,600,000 | 12 | 3,600,000 | 1800 | 5,400,000 |
| 3年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 5,400,000 | 2,160,000 | 0 | 2,160,000 | 2,217,600 | 2,160,000 | 12 | 2,160,000 | 1080 | 3,240,000 |
| 4年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 3,240,000 | 1,620,000 | 0 | 1,620,000 | 1,663,200 | 1,620,000 | 12 | 1,620,000 | 810 | 1,620,000 |
| 5年目 | 1 | | | | | | 15,000,000 | 1,620,000 | 1,620,000 | 0 | 1,620,000 | 1,663,199 | 1,620,000 | 12 | 1,620,000 | 810 | 0 |

# 2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅲ【車両購入金融費用】

※金融費用を補助対象に加える場合、記入する。加えない場合は空欄。

【車両購入金融費用】

〇事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

「元利均等」もしくは「元金均等」を記載

| 申請番号 | 金融費用補助対象額（円）<br>への額以内 | 償還期間（月）<br> | 借入利率（%）年利<br>レ | レと2.5%のうち低い方の率（%）<br>ソ | 補助対象経費（円）<br>ツ | 補助対象経費の1／2の額（千円）<br>ツ×1/2=ネ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 15,000,000 | 12 | 1.70% | 1.70% | 232,482 | 116.2 |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 116 |

補助対象経費の1/2は百円単位（0.1～0.9千円）まで記載

補助対象経費の1/2合計額は千円未満切り捨て

### 実質年利及び支払い利息額の確認できる書面

| 借入金 | 返済期間（月数） | 利率 | 返済額（毎月） |
|---|---|---|---|
| 15,000,000 | 60 | 1.70% | ¥260,952 |

| 返済月 | 回数 | 返済後残高 | 返済額 | 元金分 | 利息分 | 補助対象金融費用 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| R〇.10 | 1 | ¥14,760,298 | ¥260,952 | ¥239,702 | ¥21,250 | |
| R〇.11 | 2 | ¥14,520,256 | ¥260,952 | ¥240,042 | ¥20,910 | |
| R〇.12 | 3 | ¥14,279,873 | ¥260,952 | ¥240,382 | ¥20,570 | |
| R〇.1 | 4 | ¥14,039,151 | ¥260,952 | ¥240,723 | ¥20,230 | |
| R〇.2 | 5 | ¥13,798,087 | ¥260,952 | ¥241,064 | ¥19,889 | |
| R〇.3 | 6 | ¥13,556,682 | ¥260,952 | ¥241,405 | ¥19,547 | |
| R〇.4 | 7 | ¥13,314,935 | ¥260,952 | ¥241,747 | ¥19,205 | |
| R〇.5 | 8 | ¥13,072,845 | ¥260,952 | ¥242,090 | ¥18,863 | |
| R〇.6 | 9 | ¥12,830,413 | ¥260,952 | ¥242,433 | ¥18,520 | |
| R〇.7 | 10 | ¥12,587,637 | ¥260,952 | ¥242,776 | ¥18,176 | |
| R〇.8 | 11 | ¥12,344,517 | ¥260,952 | ¥243,120 | ¥17,832 | R〇年度 |
| R〇.9 | 12 | ¥12,101,052 | ¥260,952 | ¥243,464 | ¥17,488 | ¥232,482 |
| R〇.10 | 13 | ¥11,857,243 | ¥260,952 | ¥243,809 | ¥17,143 | |
| R〇.11 | 14 | ¥11,613,088 | ¥260,952 | ¥244,155 | ¥16,798 | |



・借入金額（「へ」の額以内）を金融費用補助対象額（円）に記載します。
・借入利率（%）＞２．５%であれば、実質年利２．５%で算出します。
・実質年利及び支払い利息額の確認できる書面より、当該年度の利息分の合計を補助対象経費「ツ」に記載します。

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

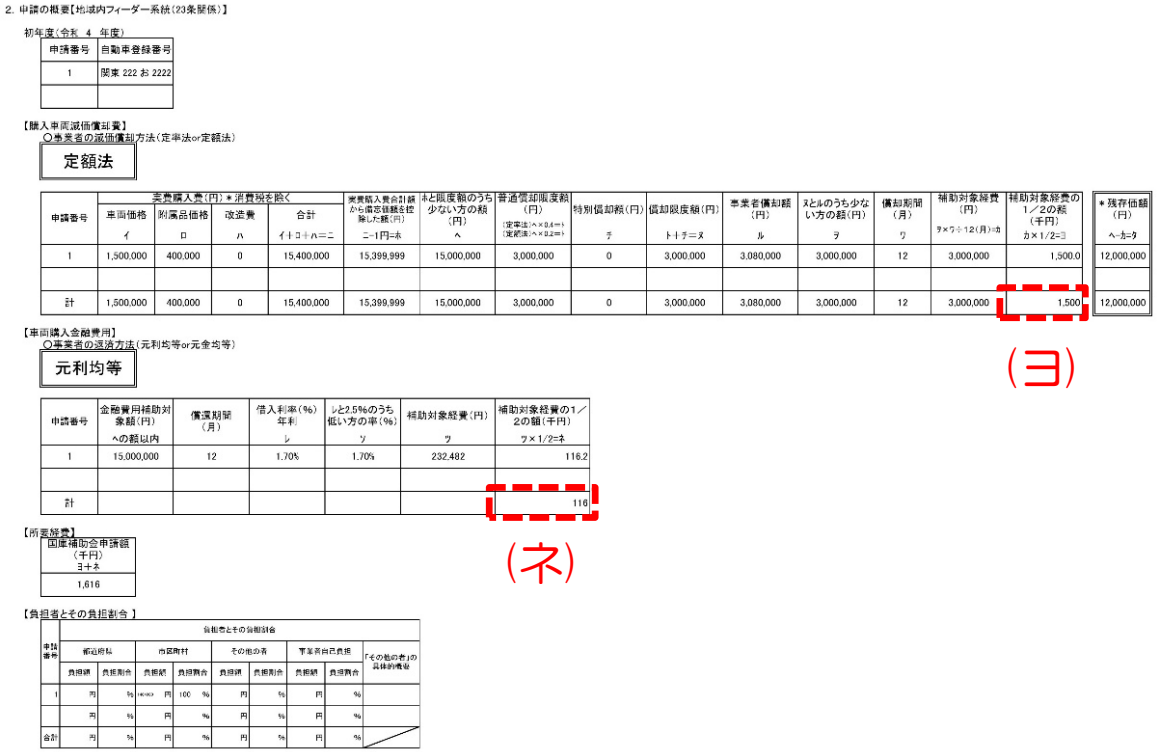
関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ②様式1-10（２．申請の概要）　Ⅳ【所要経費】【負担者とその負担割合】

【所要経費】

| 国庫補助金申請額<br>（千円）<br>ヨ＋ネ |
|---|
| 1,616 |

購入車両減価償却の補助対象経費の１／２(ヨ)と車両購入金融費用の補助対象経費の１／２(ネ)の合計額を記載（千円単位で記載）



2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和　4　年度)

| 申請番号 | 自動車登録番号 |
|---|---|
| 1 | 関東 222 お 2222 |
| | |

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

| 申請番号 | 実費購入費(円)＊消費税を除く 車両価格 イ | 実費購入費(円)＊消費税を除く 附属品価格 ロ | 実費購入費(円)＊消費税を除く 改造費 ハ | 実費購入費(円)＊消費税を除く 合計 イ+ロ+ハ=ニ | 実費購入費合計額から備忘価額を控除した額(円) ニ−1円=ホ | 本と限度額のうち少ない方の額(円) ヘ | 普通償却限度額(円) (定率法:ヘ×0.4=ト)(定額法:ヘ×0.2=チ) | 特別償却額(円) テ | 償却限度額(円) トナテ=ヌ | 事業者償却額(円) ル | ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ | 償却期間(月) ワ | 補助対象経費(円) ヲ×ワ÷12(月)=カ | 補助対象経費の1／2の額(千円) カ×1/2=ヨ | ＊残存価額(円) ヘ−カ=タ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 1,500,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | 15,399,999 | 15,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1,500.0 | 12,000,000 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 1,500,000 | 400,000 | 0 | 15,400,000 | 15,399,999 | 15,000,000 | 3,000,000 | 0 | 3,000,000 | 3,080,000 | 3,000,000 | 12 | 3,000,000 | 1,500 | 12,000,000 |

(ヨ)

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

| 申請番号 | 金融費用補助対象額(円)への額以内 | 償還期間(月) | 借入利率(%)年利 レ | レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ | 補助対象経費(円) ワ | 補助対象経費の1／2の額(千円) ワ×1/2=ネ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 15,000,000 | 12 | 1.70% | 1.70% | 232,482 | 116.2 |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | 116 |

(ネ)

【所要経費】

| 国庫補助金申請額<br>（千円）<br>ヨ＋ネ |
|---|
| 1,616 |

【負担者とその負担割合 】

| 申請番号 | 負担者とその負担割合 都道府県 負担額 | 都道府県 負担割合 | 市区町村 負担額 | 市区町村 負担割合 | その他の者 負担額 | その他の者 負担割合 | 事業者自己負担 負担額 | 事業者自己負担 負担割合 | 「その他の者」の具体的概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 円 | % | 1464000 円 | 100 % | 円 | % | 円 | % | |
| | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |
| 合計 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |

【負担者とその負担割合 】

| 申請番号 | 負担者とその負担割合 都道府県 負担額 | 都道府県 負担割合 | 市区町村 負担額 | 市区町村 負担割合 | その他の者 負担額 | その他の者 負担割合 | 事業者自己負担 負担額 | 事業者自己負担 負担割合 | 「その他の者」の具体的概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 円 | % | 1464000 円 | 100 % | 円 | % | 円 | % | |
| | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |
| 合計 | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | |

国庫補助額以外の負担者とその負担割合を記載

# 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## ③補助対象系統走行率算定表（任意様式）

関東運輸局

### 補助対象系統(幹線・フィーダー)走行率算定表

作成年月日　令和5年〇〇月〇〇日

記載例

令和5年度

| 事業者名 | 補助制度 | 補助開始年度 | 車両番号 | 協議会名 | 幹線系統 | | フィーダー系統 | | その他の路線 | 全実車走行キロ | 補助対象系統走行率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 申請No. | 実車走行キロ (a) | 申請No. | 実車走行キロ (b) | 実車走行キロ (c) | (d)=(a)+(b)+(c) | (a)+(b)／(d) |
| 〇〇市 | 減価償却費 | R1 | 水戸〇〇〇 × △△ | 〇〇市地域公共交通活性化協議会 | | | (2) | 30,044 km | 0 km | 30,044 km | 100.00% |
| ㈱〇〇タクシー | 減価償却費 | R4 | 水戸〇〇〇 × ▲▲ | 〇〇市地域公共交通活性化協議会 | | | (4) | 7,124 km | 680 km | 7,804 km | 91.29% |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

交付要綱別表１１のロ の要件
《主として（幹線・フィーダー）補助対象系統の運行の用に供するもの》
＝５０％以上、を確認

1. 交付申請書（運行費）作成のポイント

2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント

**3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）**

4. 事業評価

# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## スケジュール（運行費補助）

補助要綱第１８条（第１１条第１項の準用）に基づき、補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに交付申請書を提出する必要があります。

（例：R８年度事業）

| R７年度 | | | | | | | | | | | | R８年度 | | | | | | | | | | | | R９年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| | | R８計画認定申請 | | | R８計画認定 | | | | | | | | | | | | | | R８**交付申請** | | R８**事業評価** | | R８交付決定・額の確定通知 | R８補助金支払い | | |

R８年度事業　補助対象運行期間
（R７年10月～ R８年９月）

スムーズに交付申請を行えるよう、運行期間中から交付申請に必要なデータ等の整理をしておきましょう！



# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## スケジュール（車両にかかる補助）

車両にかかる補助は一部、交付申請の提出期限が異なります。

○車両減価償却費等補助金（特例無し）→提出期限：会計年度の１１月３０日（運行費補助と同様）
※下図の①

●車両減価償却費等補助金の特例（一括補助、自家用有償）
●公有民営方式車両購入費国庫補助金
●貨客混載導入経費国庫補助金

→提出期限：会計年度の２月１０日
※下図の②

（例：R８事業年度）

| R７年度 | | | | | | | | | | | | R８年度 | | | | | | | | | | | | R９年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| | | R８計画認定申請 | | | R８計画認定 | | | | | | | | | | | | | | ①R８**交付申請** | | R８**事業評価** | ②R８**交付申請** | 額の確定通知 ①・②R８交付決定・ | ①・②R８補助金支払い | | |

①運行費・車両減価償却費
実施期間（R7.10～R8.9）

②車両減価償却費等補助金
の特例、公有民営、貨客混載
実施期間（R8.4～R9.1）

# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

## 実施フロー（交付申請抜粋版）

※全体版はフィーダー補助金のイロハ（計画認定申請編）をご参照ください。
※事業評価についての詳細は第4章をご覧ください。

→青色は申請者が実施、黄色は国が実施する項目

**計画認定通知（前年９月下旬）**

⇩

**事業期間（10月～9月）**

・認定を受けた内容から変更が生じる場合は、事前に計画変更手続きを行ってください。

⇩

**交付申請（締切：11月30日）**

・10月下旬頃、申請様式や提出方法についての案内メールを自治体あて送付します。

⇩

**事業評価提出（締切：１月31日）**

・協議会を開催し、事業評価を行ってください。

⇩

**交付決定･額の確定通知（２月下旬～3月頃）**

（参考：令和７年度は２月２４日）

⇩

**支払請求書提出**

・記載内容の確認を行うため、事前に仮提出いただきます。

⇩

**口座へ補助金振込（３月下旬～４月頃）**

・入金日は事前にお知らせできないため、口座をご確認ください。

# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 提出方法について

押印不要です。データ形式でご提出ください（Word,Excel形式のままで結構です）。
（※押印した申請書を提出したい場合は、事前にご相談ください）

【提出先】 関東運輸局交通政策部交通企画課１係　あて
ktt-koutsuu1(アット)ki.milt.go.jp　※（アット）部分を@に置き換えて下さい

## 注意点

- 各申請・作業についてはその都度メールでご案内します。
- 必ず当該年度に送付した様式でご提出ください。
- 交付申請を行わない系統がある場合は、その旨と理由（例：交付申請要件の○○を満たさなかったため）について簡単で構わないのでご一報ください。
- 交付申請提出後に、申請者の住所・名称・代表者名に変更が生じる（生じた）場合は、速やかに当課あてご連絡ください。

# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 支払請求書

※フィーダー補助、車両補助の両補助を受けている場合、補助種別ごとに支払請求書を作成してください。
（様式は共通）

様式第１－２１（日本産業規格Ａ列４番）

令和　　年　　月　　日

支出官
国土交通省大臣官房会計課長　殿

氏名又は名称　〇〇市地域公共交通活性化協議会
住　　所　〇〇県〇〇市〇〇１２３番１号
代表者氏名　会長　〇　〇　〇　〇

・「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」の記載の順番は変えない
・押印は不要
（※押印した申請書を提出したい場合は事前にご相談ください。）

令和７年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業）支払請求書

令和　年　月　　日付け国総地第　　号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり請求します。

この様式は次ページに続きます

# 3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）

関東運輸局 Kanto District Transport Bureau

交付申請書（様式1-8、様式1-10）鑑の「補助金の額」を円単位で記入。
※車両補助も受けている場合、補助金額は合算せず、それぞれの補助金額を記入

前ページからの続きです

記

| | | |
|---|---|---|
| 1．補　助　金　額 | 金 | ○，○○○，○○○　円 |
| 2．受　取　人 | 住所 | ○○県○○市○○１２３番１号 |
| （口座名義） | 氏名 | ○○市地域公共交通活性化協議会　会長　○○　○○ |
| 3．振込先金融機関及び支店名 | | △△銀行○○支店 |
| 4．預　金　種　別 | | 普通 |
| 5．口　座　番　号 | | １２３４５６７ |
| 6．担当者名及び連絡先 | 担当者名 | ：○○市役所○○課　△△ |
| | 連絡先 | ：03-XXXX-XXXX |

口座名義に記載の代表者（会長、事務局長等）が（新年度などに）変更になる場合は、事前に当課あてご相談下さい。

ふりがな　も記載

ふりがな　も記載

口座番号の始めに「０」がつく場合、「０」も省略しないで7桁記載

※要記載

## よくあるご質問（入金口座・契約関係）



**Q** 法定協議会名義の口座は必須でしょうか？当市の協議会は条例で首長の付属機関に定められていて、財務会計行為が一切行えないのですが…。

**A** <u>原則は法定協議会名義の口座が必要です！</u>
ただし、条例で付属機関に定められており、財務会計行為が一切出来ない等、やむを得ない理由がある場合は、交付申請書に「理由書」を添付していただき、自治体の会計口座へ支払うことを特例的に認めています。その他ご事情については、個別にお問い合わせ下さい。
なお、「法定協議会名義の口座が現状ないから」「事務手続きが煩雑だから」といった理由では認められません。





**Q** 運行事業者との業務委託契約や運行協定の契約主体が自治体であったとしても、運行事業者への委託金・補助金等の支払は、協議会の口座を介して行う必要がありますか？

**A** 運行事業者への委託金・補助金等の支払について、協議会の口座を介することは要しません。（今後取扱いが変更になる可能性もございます。その際は別途ご案内させていただきます。）



1. 交付申請書（運行費）作成のポイント
2. 交付申請書（車両減価償却費）作成のポイント
3. スケジュール等（交付申請～入金までの手続き）
4. 事業評価

# 4. 事業評価

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

## 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります！



## 事業評価の流れ

【ＰＬＡＮ】目標設定（～６月末日）
地域公共交通計画（本体及び別紙）において、地域が「目指す姿」を実現するために実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定します。

【ＤＯ】事業実施（１０月～９月）

【ＣＨＥＣＫ①】一次評価（～１月末日）
協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行います。

【ＣＨＥＣＫ②】二次評価
運輸局に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを行います。

【ＡＣＴＩＯＮ】次期計画への反映
一次評価及び二次評価の結果を、次年度の計画や、今後の地域の取組へ反映させ、必要に応じて施策の見直しを行います。

## 事業評価（一次評価）の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領８．およびガイダンス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価（一次評価）を１月末日までに当局宛てに送付いただく必要がございます。
提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。

※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。

※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

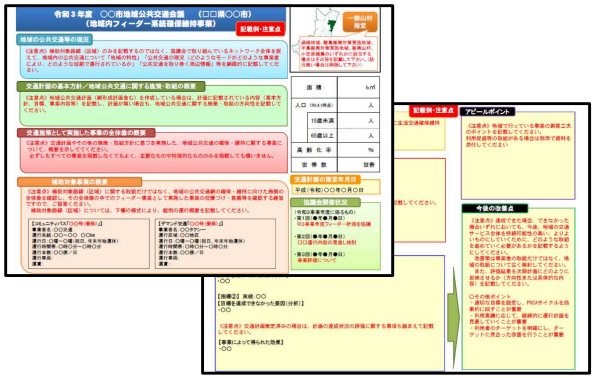
【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要がございます。）

## 提出書類

①事業評価.xlsx

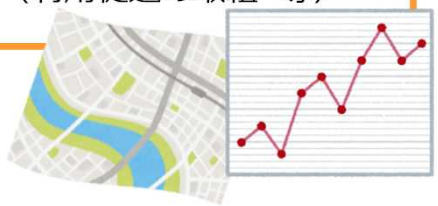



②事業評価ポンチ絵.pptx



③添付書類

（例）
・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス　等）
・補助対象事業の運行系統図・区域図
・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支　等）
・その他参考となる資料（利用促進の取組　等）



直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますのでご参照下さい。
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/business-evaluation.html

# 4. 事業評価

## 事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要です！



**② 事業概要：**
系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

**③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：**
当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

**④ 事業実施の適切性：**
地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の３段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。
A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

**⑤ 目標・効果達成状況：**
計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の３段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。
A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

**⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：**
事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。
「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。
また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。